

**第9期北広島町高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業計画
【素案】**

令和6年1月
北広島町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	3
4 第9期計画の方向性(国の基本的な考え方).....	3
5 計画の策定体制.....	4
第2章 高齢者を取り巻く状況	5
1 人口の推移と高齢化の状況.....	5
2 世帯の状況.....	6
3 労働力の状況.....	7
4 要支援・要介護認定者の状況.....	8
5 介護保険サービス受給の状況.....	8
6 介護保険サービス給付費の状況.....	10
7 介護保険サービスの第8期計画値と実績.....	11
第3章 第8期計画の取組と評価	14
1 第8期計画の取組状況と目標の評価.....	14
2 アンケート結果と課題の整理.....	22
第4章 計画の基本的な考え方	36
1 計画の基本理念.....	36
2 基本目標.....	37
3 計画の成果指標.....	38
4 計画の体系.....	39
第5章 計画の取組	40
基本目標① 安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進.....	40
基本目標② 生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進.....	56
基本目標③ 継続した地域生活を支える環境の整備.....	65
第6章 介護保険事業の推進	70
1 介護保険事業の計画の概要.....	70
2 介護給付等対象サービス等の推計.....	72
3 第1号被保険者における保険料の見込み.....	72
第7章 計画の推進	73
1 計画の推進と協働.....	73
2 住民参画による計画の推進.....	73
3 県、周辺自治体との連携.....	73

4 財政状況、社会経済状況への的確で柔軟な対応.....	74
5 計画の点検.....	74

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町の高齢者人口は減少傾向にあります。総人口に占める割合は上昇傾向にあり、今後は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるなど、人口構造が変化し、介護や福祉、在宅医療のニーズが増大することが見込まれます。

また、ひとり暮らし高齢者の増加、地域のつながりの希薄化、所得格差の広がりなどを背景として福祉課題は多様化・複雑化しています。

本町では、「第8期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という。）を策定し、令和7（2025）年に向けて地域包括ケアシステムを深化・推進させ、高齢者一人一人が尊厳を保ち、住み慣れた地域で自分らしく自立していきいきと生活できるまちづくりを進めてきました。

国においては、地域社会全体のあり方として、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が目指されています。

また、近年の自然災害発生数の増加や沈静化しつつある新型コロナウイルス感染症等を踏まえた柔軟な対応とともに、これらの備えへの重要性が高まっています。

この度、第8期計画の施策の実施状況を評価し、国や県の動向、各種調査、地域の課題を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの構築を進めるため、加えて現役世代の人口が急減する令和22年を念頭に置き、「第9期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「第9期計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 法令等の根拠

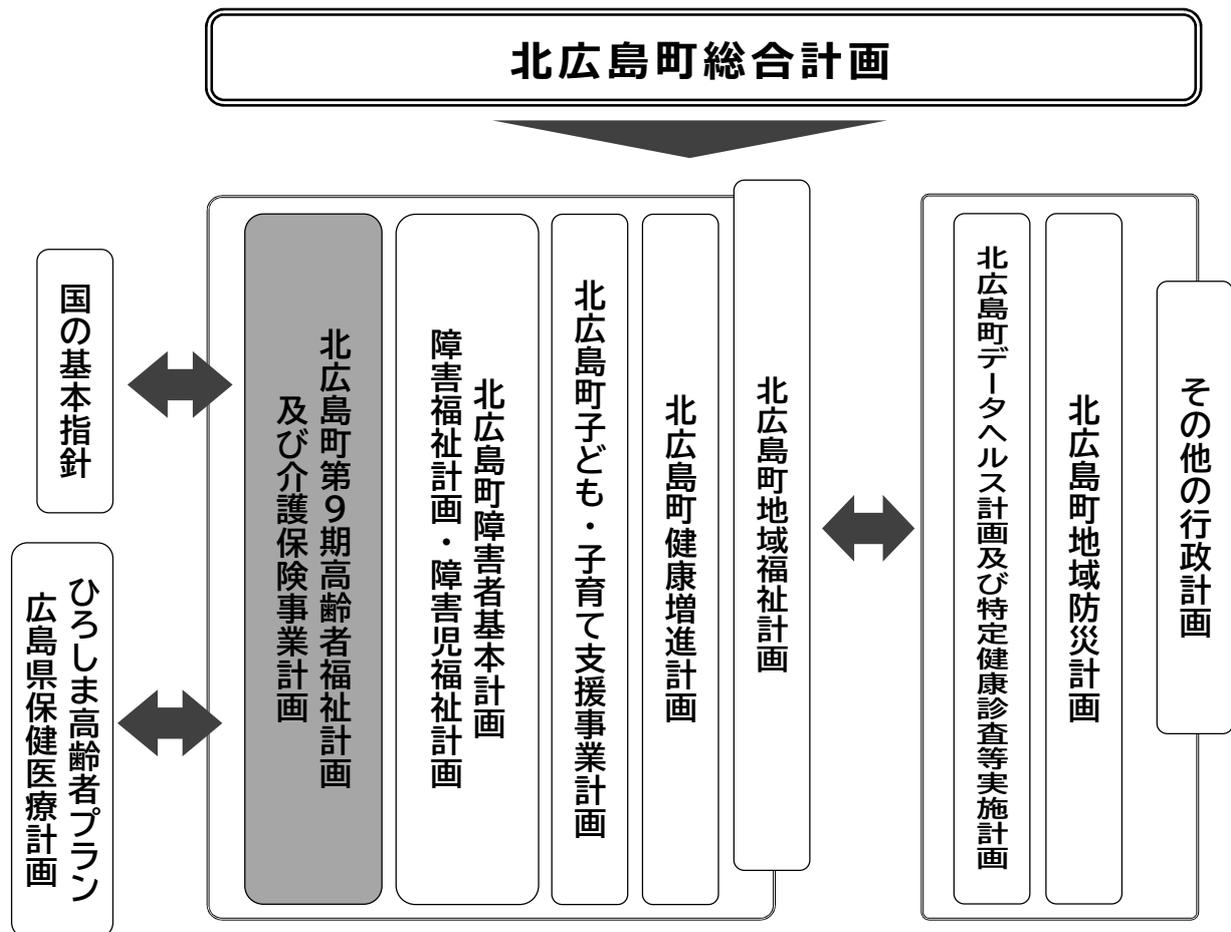
本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定しました。

(2) 関連計画との整合

上位計画である「第2次北広島町長期総合計画【改訂版】」「北広島町地域福祉計画」、関連計画である「北広島町健康増進計画（第3次計画）」、「北広島町第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」、「第3期北広島町障害者福祉計画・第7期北広島町障害福祉計画」等との整合性を図り策定しました。

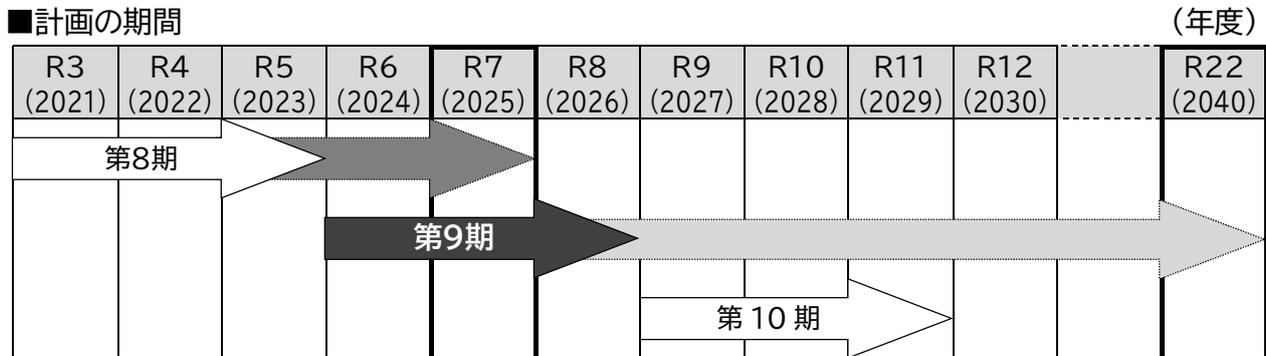
さらに、広島県の「ひろしま高齢者プラン」、「広島県保健医療計画」等との整合性を図りました。

■関連計画との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間とします。また、中長期的な視点として、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7年、介護サービス需要が増加・多様化するとともに、現役世代の減少が顕著になる令和22年を見据えて計画を定めます。



4 第9期計画の方向性（国の基本的な考え方）

(1)介護サービス基盤の計画的な整備

- ◆令和3～5年度の介護給付等の実績を踏まえ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等に基づき、介護サービス基盤の計画的な確保が必要。
 - ◆医療・介護双方のニーズを有する高齢者のサービス需要や在宅医療の整備状況を踏まえ、医療・介護の連携を強化し、医療及び介護の効率的かつ効果的な提供を図ることが重要。
 - ◆各市町村では、地域における中長期的なサービス需要の傾向を把握し、その上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案して第9期計画を作成することが重要。
 - ◆居宅要介護者の在宅生活を支えるため地域密着型サービス等のさらなる充実が必要。
 - ◆居宅要介護者のニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービスを組み合わせた新たな複合型サービスの創設を踏まえた整備の検討が必要。
- ⇒人口推計や実績に基づくサービス量の見込みを踏まえ、計画的なサービス確保を図るとともに、在宅サービスの充実や在宅医療の充実に向けた医療介護連携の促進が必要。

(2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ◆地域共生社会の実現に向けた取組として、地域包括支援センターの体制や環境の整備を図ることに加え、障がい者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進していくことが重要。
- ◆認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要。
- ◆地域包括ケアシステムを深化・推進するため、医療・介護分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、デジタル基盤を活用した情報の共有・活用等の推進が重要。

- ◆介護給付適正化や効果的・効率的な事業実施に向けた保険者機能の強化が必要。
- ⇒地域共生の観点から、関連分野との連携も含め、地域における共生・支援・予防の取組の充実、デジタル基盤を活用した効果的・効率的な事業の推進が求められています。

(3)地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

- ◆介護サービス需要の高まりの一方で生産年齢人口は急速な減少が見込まれており、介護人材の確保が一段と厳しくなることが想定される。
 - ◆介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取組を総合的に実施することが必要。
 - ◆ICTの導入や適切な支援につなぐワンストップ型窓口の設置など、生産性向上に資する取組を都道府県と連携して推進することが重要。
- ⇒介護人材の確保に向けた取組を県等と連携して推進していくことが求められています。

5 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方の検討にあたって、町民や事業所等に対して各種アンケート調査を実施し、本町の課題や住民のニーズを把握しました。

(2)北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会による議論

本計画は、広く関係者の意見を求めるとともに、住民の意見を十分に反映するという観点から、学識経験者、保健、医療又は福祉の各分野における代表、介護保険の被保険者代表、住民代表から構成される「北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において議論・検討し、これらを踏まえた計画とします。

(3)パブリックコメントの実施

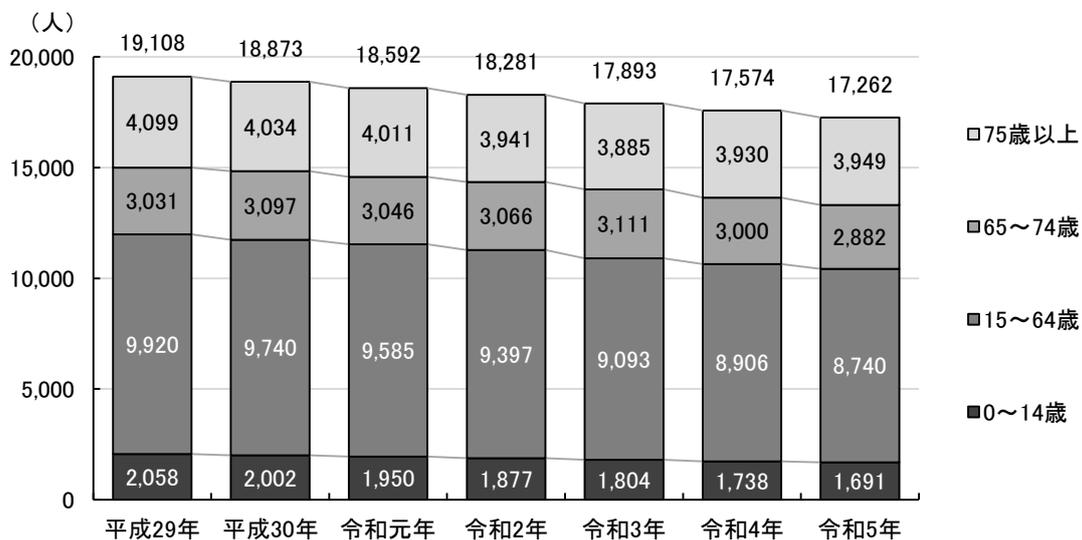
第2章 高齢者を取り巻く状況

1 人口の推移と高齢化の状況

(1) 人口の推移と高齢者人口割合の推移

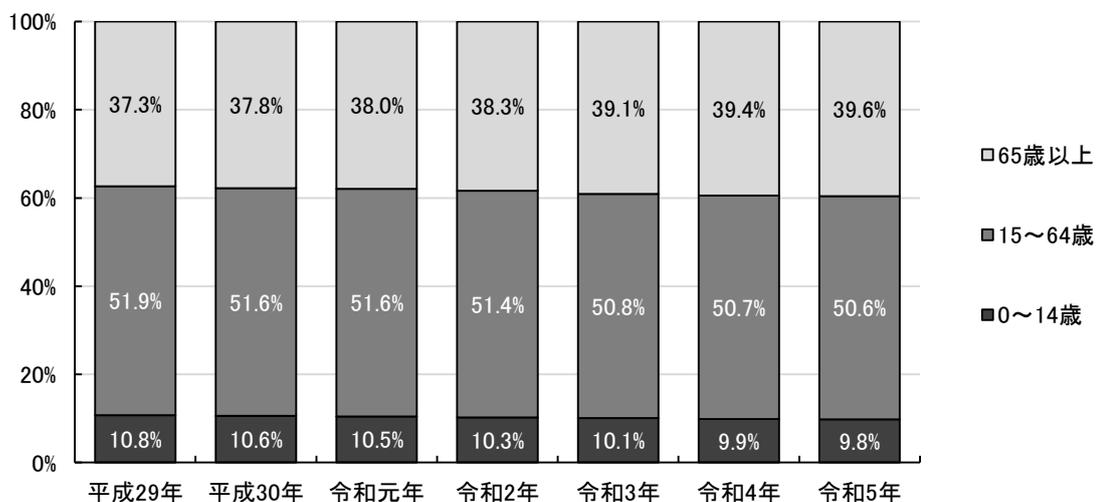
本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和5年では17,262人となっています。年齢4区分別でみると、0～14歳、15～64歳人口は減少していますが、65～74歳人口は増減を繰り返しており、75歳以上人口は減少傾向で推移していましたが令和4年で増加に転じています。

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

■ 年齢3区分別人口割合の推移



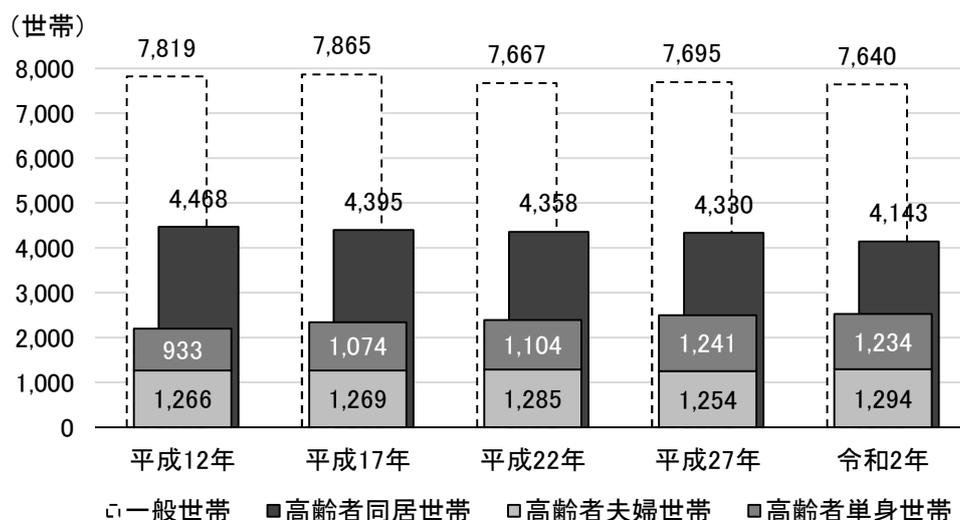
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

2 世帯の状況

世帯の状況をみると、令和2年には一般世帯の7,640世帯に対し、高齢者のいる世帯が4,143世帯と約半数となっています。

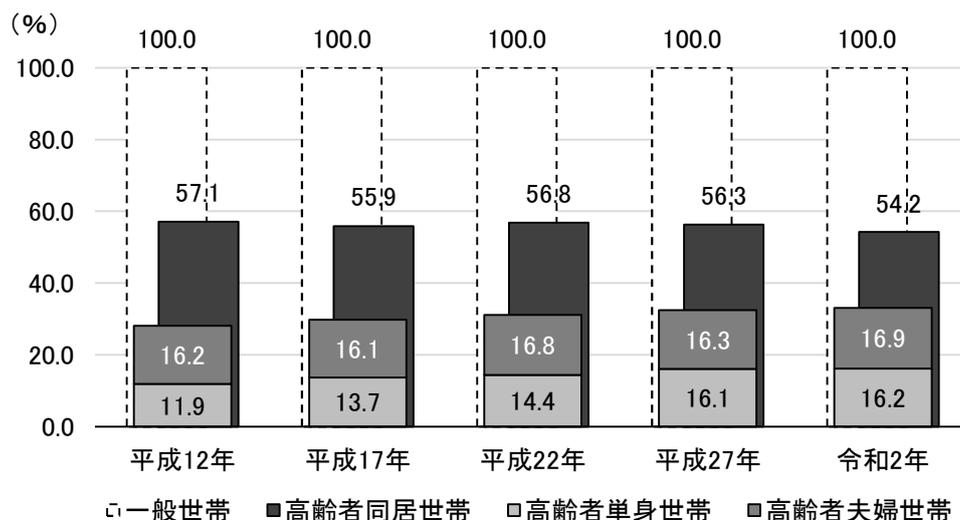
高齢者夫婦世帯は増加傾向で推移していましたが、平成27年に減少に転じ、令和2年で再度増加しています。高齢者単身世帯では、平成27年までは増加していましたが、令和2年で減少に転じています。

■世帯類型別世帯数の推移



資料：国勢調査

■世帯類型別世帯割合の推移



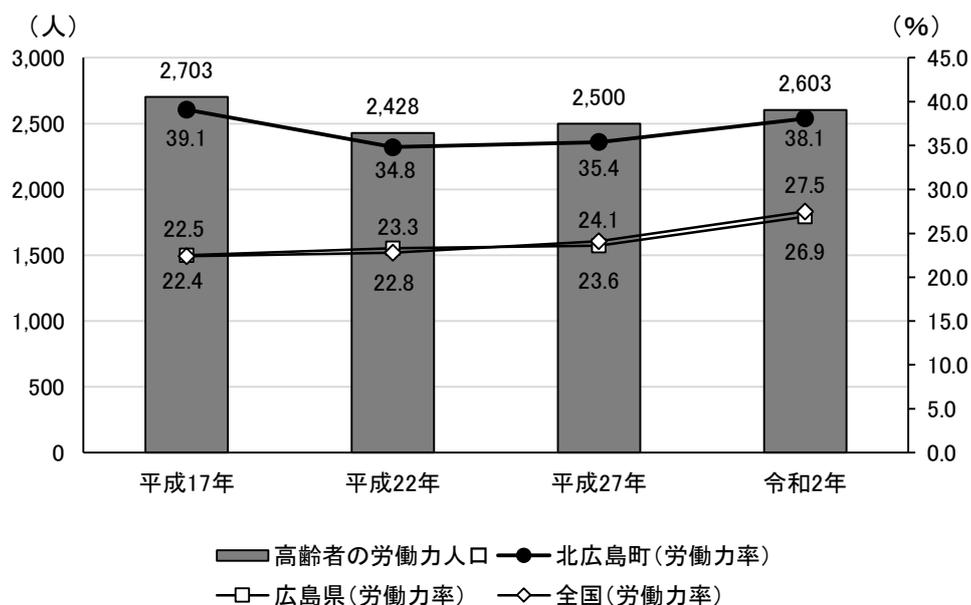
資料：国勢調査

3 労働力の状況

本町の高齢者の労働力人口は、平成22年までは減少傾向でしたが平成27年以降増加しており、令和2年では2,603人となっています。

労働力率をみると、広島県や全国よりも高い値で推移しています。

■高齢者の労働力人口・労働力率の推移



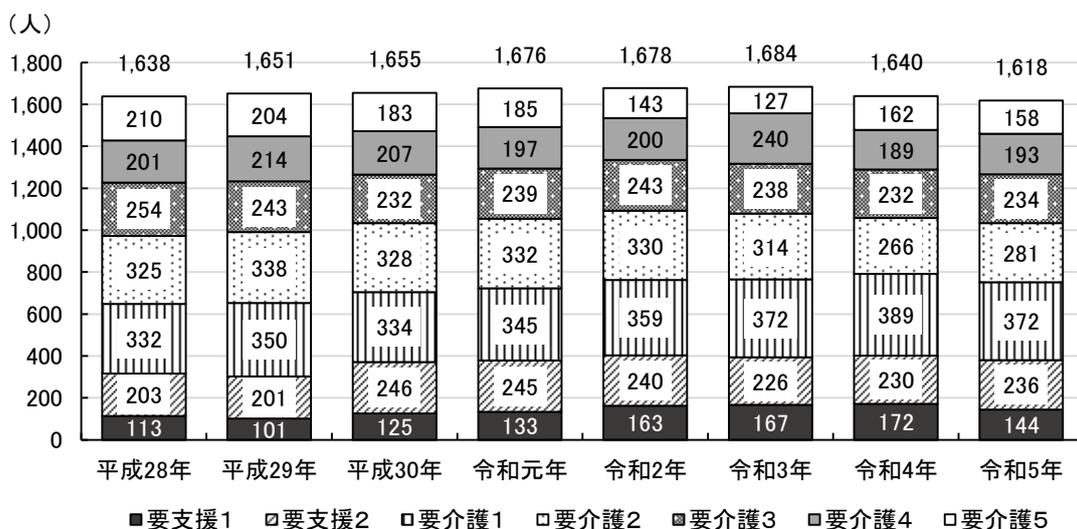
資料：国勢調査

4 要支援・要介護認定者の状況

本町における要支援・要介護認定者数は、増加傾向で推移していましたが、令和3年をピークに減少しています。

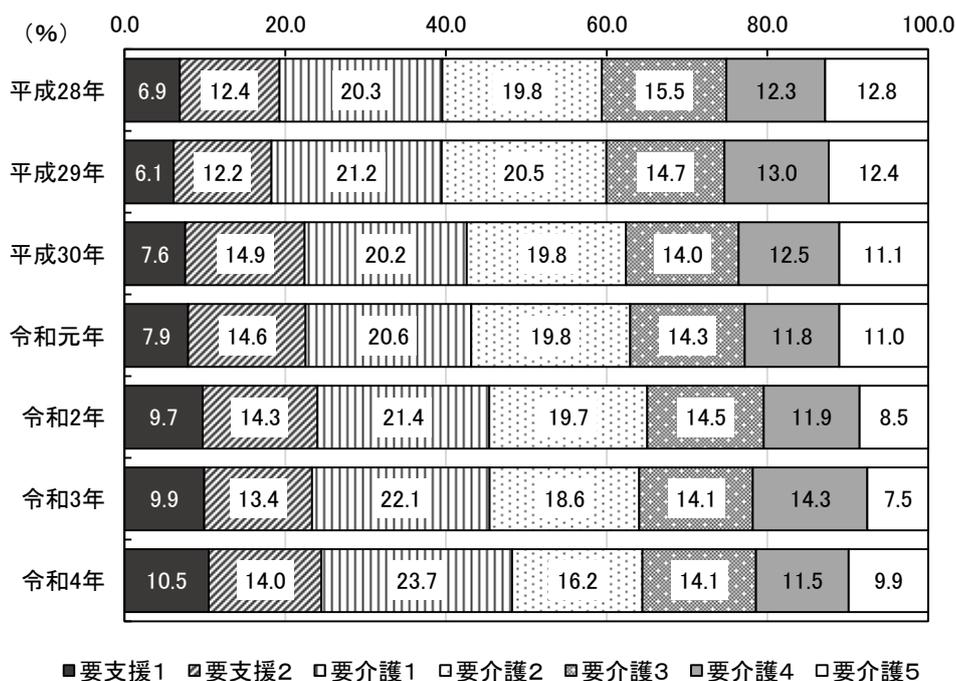
要支援・要介護度の構成比の推移をみると、要支援1、要介護1が増加し、要介護2が減少しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末）

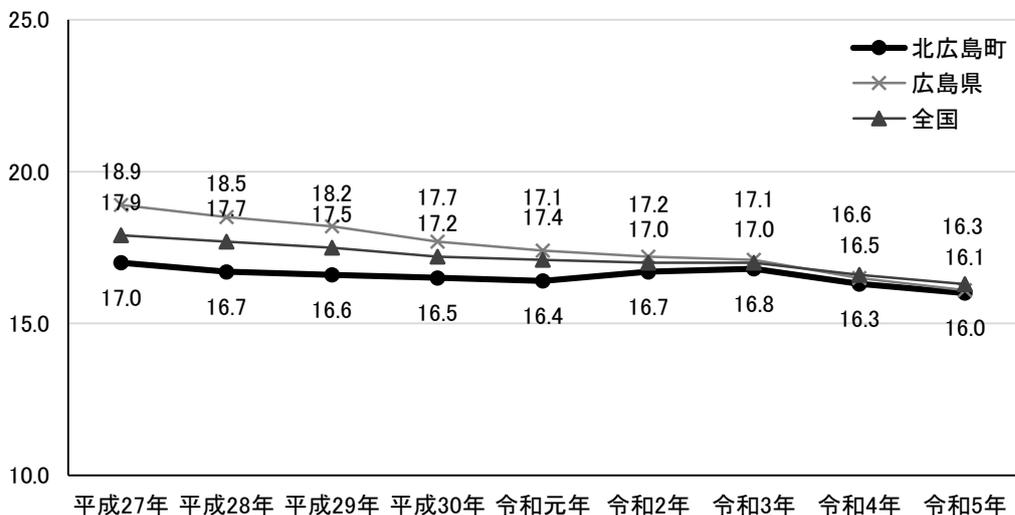
■要支援・要介護認定者割合の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末）

年齢調整認定率では、国・県をやや下回って推移しています。近年はほぼ同程度の認定率となっています。

■ 年齢調整済み認定率の推移

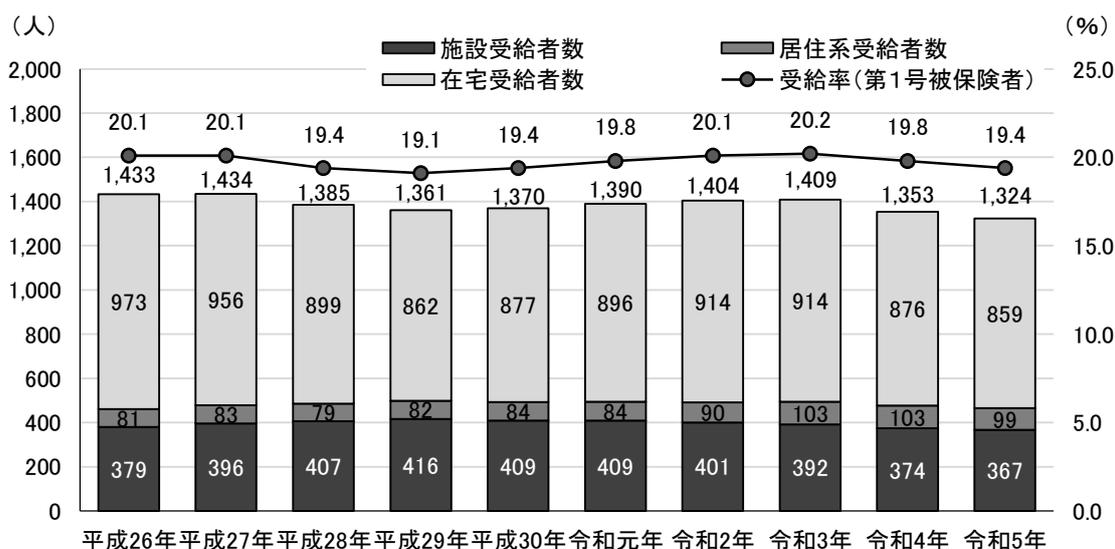


資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末）

5 介護保険サービス受給の状況

受給者数は令和5年で1,300人台前半まで減少しました。第1号被保険者に占める割合（受給率）は20%前後で推移しています。

■ 介護サービス受給者数・受給率の推移



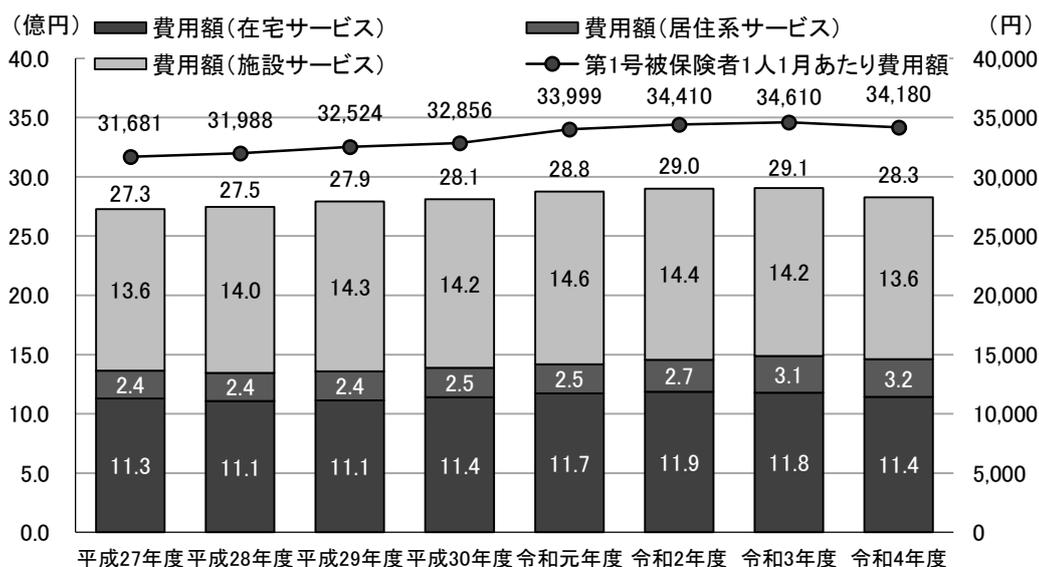
資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年月平均）

6 介護保険サービス給付費の状況

本町の給付額は、増加傾向で推移していましたが、令和4年にはやや減少しました。被保険者一人あたり費用額についても上昇を続けていましたが、令和4年度ではやや減少しています。

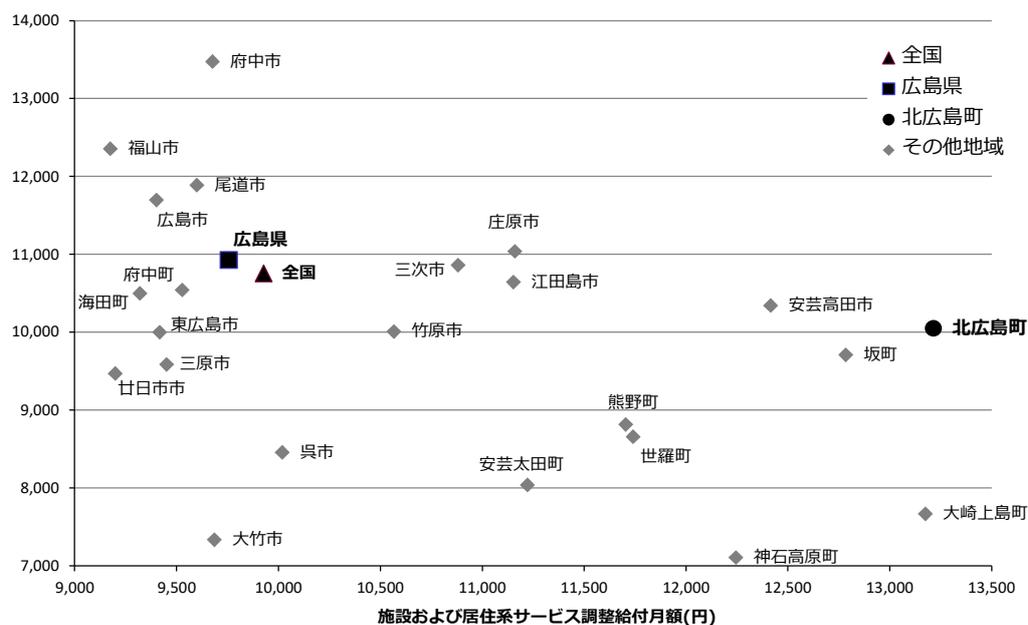
費用額の減少は、制度改正等により施設定員がやや減少したことによるものが主な原因と考えられ、この傾向が続くことはないと考えられます。

■介護費用額・第1号被保険者一人あたり費用額の推移



在宅サービス給付費と施設・居住系サービス給付費のバランスをみると、本町では施設にかかる給付が県内で最も高くなっています。

■広島県内の第1号被保険者一人あたり給付月額内訳の推移



7 介護保険サービスの第8期計画値と実績

(1) サービス量

① 介護サービス量の進捗状況

令和5年度は暫定値です。今後変更があります。

	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度			
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
(1) 居宅サービス										
訪問介護	回	2,060.0	2,127.7	103.3%	2,096.2	2,114.4	100.9%	2,138.8	2,645.6	123.7%
	人	181	173	95.4%	184	163	88.8%	188	162	86.2%
訪問入浴介護	回	13	11	84.6%	13	16	123.0%	13	19	146.9%
	人	3	2	66.7%	3	3	91.7%	3	5	166.7%
訪問看護	回	364.3	307.0	84.3%	372.7	292.4	78.5%	379.7	356.1	93.8%
	人	90	74	82.2%	92	67	72.3%	94	63	67.0%
訪問リハビリテーション	回	500.2	603.3	120.6%	512.9	613.8	119.7%	525.6	518.2	98.6%
	人	42	49	115.9%	43	51	117.4%	44	41	93.2%
居宅療養管理指導	人	70	75	106.9%	71	68	95.9%	74	60	81.1%
通所介護	回	1,460	1,306	89.4%	1,475	1,212	82.2%	1,491	1,308	87.7%
	人	188	156	83.0%	190	151	79.4%	192	154	80.2%
通所リハビリテーション	回	1,519.4	1,344.8	88.5%	1,546.8	1,247.8	80.7%	1,574.2	1,334.8	84.8%
	人	225	192	85.2%	229	181	79.1%	233	184	79.0%
短期入所生活介護	日	1,389.0	1,224.3	88.1%	1,404.0	1,266.6	90.2%	1,419.0	1,363.0	96.1%
	人	100	85	84.5%	101	87	86.4%	102	86	84.3%
短期入所療養介護(老健)	日	140.7	147.2	104.6%	148.9	122.8	82.5%	155.0	117.6	75.9%
	人	21	19	90.9%	22	17	75.8%	23	15	65.2%
短期入所療養介護(病院等)	日	0.0	0.7	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
短期入所療養介護(介護医療院)	日	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	人	395	418	105.8%	403	403	99.9%	410	411	100.2%
特定福祉用具購入費	人	8	7	87.5%	9	5	58.3%	10	6	60.0%
住宅改修費	人	3	3	102.8%	4	3	85.4%	4	4	100.0%
特定施設入居者生活介護	人	22	24	108.7%	22	23	102.3%	22	17	77.3%
(2) 地域密着型サービス										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	27	25	94.1%	27	20	75.3%	27	19	70.4%
夜間対応型訪問介護	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	回	792.3	731.3	92.3%	819.9	728.8	88.9%	847.5	819.0	96.6%
	人	105	95	90.0%	109	90	82.4%	113	95	84.1%
認知症対応型通所介護	回	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	人	75	69	92.6%	75	67	89.4%	75	68	90.7%
認知症対応型共同生活介護	人	75	75	100.1%	93	77	82.5%	93	80	86.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	20	20	97.5%	20	20	100.8%	20	19	95.0%
看護小規模多機能型居宅介護	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
(3) 施設サービス										
介護老人福祉施設	人	250	251	100.3%	250	240	95.9%	250	226	90.4%
介護老人保健施設	人	99	80	81.0%	99	76	77.1%	99	76	76.8%
介護医療院	人	56	39	69.5%	56	39	69.5%	56	34	60.7%
介護療養型医療施設	人	0	4	-	0	0	-	0	0	-
	人	606	589	97.2%	612	563	92.0%	618	564	91.3%

※給付費は年間累計の回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

②介護予防給付サービス量の進捗状況

令和5年度は暫定値です。今後変更があります。

		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(1) 介護予防サービス										
介護予防訪問入浴介護	回	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	回	50.2	57.4	114.4%	50.2	56.1	111.7%	50.2	45.6	90.8%
	人	16	13	83.3%	16	14	84.9%	16	9	56.3%
介護予防訪問リハビリテーション	回	228.9	194.6	85.0%	228.9	171.8	75.1%	228.9	163.1	71.3%
	人	27	21	77.2%	27	18	66.7%	27	17	63.0%
介護予防居宅療養管理指導	人	18	7	40.3%	18	7	40.3%	18	8	44.4%
介護予防通所リハビリテーション	人	102	117	114.5%	104	109	105.0%	106	98	92.5%
介護予防短期入所生活介護	日	6.6	1.4	21.5%	6.6	7.8	117.4%	6.6	5.6	84.8%
	人	1	0	41.7%	1	2	200.0%	1	2	200.0%
介護予防短期入所療養介護(老健)	日	5.7	0.0	0.0%	5.7	0.3	5.8%	5.7	0.0	0.0%
	人	1	0	0.0%	1	0	8.3%	1	0	0.0%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	人	152	182	119.7%	154	173	112.2%	156	154	98.7%
特定介護予防福祉用具購入費	人	2	2	91.7%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
介護予防住宅改修	人	3	3	88.9%	3	3	83.3%	3	2	66.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	人	7	4	52.4%	7	3	48.8%	7	4	57.1%
(2) 地域密着型介護予防サービス										
介護予防認知症対応型通所介護	回	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	2	4	179.2%	2	7	325.0%	2	12	600.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人	223	252	113.0%	225	239	106.4%	227	213	93.8%

※給付費は年間累計の回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(2)給付費

令和5年度は暫定値です。今後変更があります。

①介護給付費の進捗状況

	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(1)居宅サービス									
訪問介護	79,469	80,015	100.7%	80,865	78,684	97.3%	82,487	95,362	115.6%
訪問入浴介護	2,003	1,695	84.6%	2,004	2,441	121.8%	2,004	2,892	144.3%
訪問看護	27,185	23,276	85.6%	27,731	20,384	73.5%	28,363	23,945	84.4%
訪問リハビリテーション	18,174	21,518	118.4%	18,639	21,719	116.5%	19,093	18,226	95.5%
居宅療養管理指導	4,980	5,956	119.6%	5,039	6,028	119.6%	5,288	5,609	106.1%
通所介護	124,504	107,317	86.2%	125,908	100,201	79.6%	127,157	111,972	88.1%
通所リハビリテーション	131,849	122,529	92.9%	133,928	114,934	85.8%	135,934	125,514	92.3%
短期入所生活介護	127,866	113,658	88.9%	129,345	116,784	90.3%	130,753	129,032	98.7%
短期入所療養介護(老健)	20,446	21,786	106.6%	21,571	17,413	80.7%	22,397	17,648	78.8%
短期入所療養介護(病院等)	0	64	-	0	0	-	0	0	-
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	59,068	63,465	107.4%	60,410	63,399	104.9%	61,442	68,871	112.1%
特定福祉用具購入費	3,126	2,550	81.6%	3,621	1,835	50.7%	3,978	1,676	42.1%
住宅改修費	4,149	3,379	81.4%	5,615	4,551	81.0%	5,615	5,899	105.1%
特定施設入居者生活介護	52,343	53,383	102.0%	52,372	47,623	90.9%	52,372	37,707	72.0%
(2)地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	59,947	53,366	89.0%	59,981	48,026	80.1%	59,981	51,120	85.2%
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	71,216	69,818	98.0%	74,029	69,131	93.4%	76,802	80,839	105.3%
認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	178,858	174,293	97.4%	178,957	169,629	94.8%	178,957	178,101	99.5%
認知症対応型共同生活介護	230,489	221,931	96.3%	285,911	235,023	82.2%	285,911	244,536	85.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	64,260	62,511	97.3%	64,296	64,585	100.5%	64,296	61,817	96.1%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
(3)施設サービス									
介護老人福祉施設	770,925	764,766	99.2%	771,353	738,085	95.7%	771,353	705,722	91.5%
介護老人保健施設	332,334	272,030	81.9%	332,519	263,952	79.4%	332,519	257,337	77.4%
介護医療院	236,551	157,078	66.4%	236,683	157,154	66.4%	236,683	139,913	59.1%
介護療養型医療施設	0	15,186	-	0	0	-	0	0	-
(4)居宅介護支援	113,892	108,875	95.6%	115,185	108,724	94.4%	116,414	110,387	94.8%
合計	2,713,634	2,520,443	92.9%	2,785,962	2,450,303	88.0%	2,799,799	2,474,124	88.4%

※給付費は年間累計の金額。

②介護予防給付費の進捗状況

	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(1)介護予防サービス									
未使用	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	3,067	3,521	114.8%	3,069	3,459	112.7%	3,069	2,707	88.2%
介護予防訪問リハビリテーション	8,381	6,888	82.2%	8,386	5,901	70.4%	8,386	5,572	66.4%
介護予防居宅療養管理指導	1,692	787	46.5%	1,693	767	45.3%	1,693	1,023	60.4%
未使用	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防通所リハビリテーション	40,761	47,289	116.0%	41,543	44,495	107.1%	42,302	42,510	100.5%
介護予防短期入所生活介護	493	107	21.6%	493	532	107.9%	493	463	93.8%
介護予防短期入所療養介護(老健)	763	0	0.0%	764	44	5.7%	764	0	0.0%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	13,420	15,976	119.0%	13,606	15,455	113.6%	13,779	14,736	106.9%
特定介護予防福祉用具購入費	601	495	82.3%	601	559	93.0%	601	466	77.6%
介護予防住宅改修	3,007	2,937	97.7%	3,007	3,108	103.4%	3,007	2,823	93.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	6,501	3,222	49.6%	6,504	3,144	48.3%	6,504	4,573	70.3%
(2)地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,789	3,597	201.1%	1,790	6,459	360.8%	1,790	12,778	713.8%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
(3)介護予防支援	12,066	13,625	112.9%	12,180	12,850	105.5%	12,288	11,591	94.3%
合計	92,541	98,445	106.4%	93,636	96,773	103.4%	94,676	99,241	104.8%

※給付費は年間累計の金額。

第3章 第8期計画の取組と評価

1 第8期計画の取組状況と目標の評価

基本目標 1

安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進

施策の方向1 地域包括ケア体制の強化・推進

- 在宅医療・介護連携の体制強化を進め、各種対応の充実に努めてきましたが、新型コロナウイルスの流行により、地域住民等への理解の促進が十分ではありません。
- 今後コロナ禍の収束に合わせて普及啓発等に力を入れるとともに、看取りやACPなど、本人の意向に沿った生活ができるよう、啓発と実践の充実に努める必要があります。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、ケアマネジャーの連携会など目標以上に充実して取り組んできましたが、社会情勢の目まぐるしい変化により多様化・複雑化する個別課題に対応するための体制強化や連携強化が重要です。

<評価指標>

取組の評価指標			令和3年度	令和4年度	令和5年度
多職種連携推進研修会の開催	開催回数	目標	2	2	2
		実績	2	2	2
看取りやACPについての啓発	啓発回数	目標	2	3	3
		実績	2	2	2
ケアマネジャーの連携会	開催回数	目標	2	3	3
		実績	4	4	4
地域ケア個別会	開催回数	目標	12	12	12
		実績	12	12	12
地域ケア会議(2層)	開催回数	目標	4	4	4
		実績	3	4	4
町全体の地域会議(1層)の充実	開催回数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1

※令和5年度の実績値は見込値(以降同様)

施策の方向2 地域の支え合いの促進

- 「断らない相談支援」、「社会とのつながりや参加の支援」、「地域づくりに向けた支援」の一体的な推進により、住民の多様なニーズに対応しています。今後も、連携体制の充実や情報発信の強化による、包括的な支援体制を維持・充実していく必要があります。

○地域に暮らす人同士のつながりにより、相互支援や思いやりのある地域生活をつくっていくための土壌を形成しています。学び塾による「ふだん暮らしの中にある心地よい(おせっかい)」活動については、無理のない範囲でつながりを持つ取組が開始されており、継続した考え方の浸透が必要です。

<評価指標>

取組の評価指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域共生社会等に関する啓発の取組	啓発回数	目標 1	1	1
		実績 1	1	1

施策の方向3 在宅生活を支える支援の充実

- 「地域見守り活動に関する協定」を締結している地域の住民とかかわりを持つ事業者に対し、高齢者の見守り、緊急事態等を発見した場合の連絡等の協力依頼を行っています。
- 住宅施策との連携による高齢者に配慮した住まいや施設の普及、また生活環境の充実や入所相談等の居住関係施策を総合的に推進しています。

<評価指標>

取組の評価指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
養護老人ホーム	か所数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
	定員	目標	50	50	50
		実績	50	50	50
ケアハウス	か所数	目標	2	2	2
		実績	2	2	2
	定員	目標	57	57	57
		実績	57	57	57
小規模老人ホーム	か所数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
	定員	目標	6	6	6
		実績	6	6	6
高齢者生活福祉センター (生活支援ハウス)	か所数	目標	2	2	2
		実績	2	2	2
	定員	目標	13	13	13
		実績	13	13	13
有料老人ホーム	か所数	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
	定員	目標	0	0	0
		実績	0	0	0

<評価指標>

取組の評価指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス付き高齢者向け住宅	か所数	目標	2	2
		実績	2	2
	戸数	目標	60	60
		実績	60	60

施策の方向4 認知症高齢者支援施策の推進

- 認知症や認知症サポーターに関する周知・啓発等は新型コロナウイルスの影響等で実施が鈍化していたことが実情です。
- 小・中学生、高校生の認知症サポーターは学校での講座実施により充実していますが、18歳以上のサポーター養成は目標を達成できていない状況です。認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の構築に向けてより講座実施や活動の周知等を拡大していく必要があります。
- 認知症予防に関する正しい知識の普及啓発や実践に向けて、認知症地域支援推進員による出前講座の実施などを行っており、これらを引き続き推進するとともに、他事業とも連携させ、活動を充実させていく必要があります。
- 認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、初期集中支援チームへの相談体制の充実など、課題を整理しながら、関係各所同士の連携を強化していくとともに、地域関係者とも連携を密にしていく必要があります。

<評価指標>

取組の評価指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター(18歳以上)	養成人数	目標	150	150
		実績	73	24
認知症サポーター(小・中学生、高校生)	養成人数	目標	100	100
		実績	333	325

施策の方向5 高齢者の権利擁護と虐待防止

- 令和4年度に立ち上げた、北広島町成年後見サポートセンターを中心として、成年後見制度への相談対応、申立てへの支援、専門職と適切な権利擁護支援の検討を行える体制の整備等、制度が必要な人が適切に支援が受けられるよう、成年後見制度の利用促進に向けた取組を進めていく必要があります。また、町全体での成年後見制度の地域連携ネットワークの構築に向け、成年後見制度利用促進協議会を開催し、関係者間での情報共有等が必要です。
- 高齢者虐待防止ネットワーク会議等により、虐待の未然防止、早期発見につながる取組や連携の充実を図る必要があります。研修等に関しては、目標に対して充実した開催が実践されており、今後も開催を維持しながらもより広く普及啓発につながるような情報発信が必要です。

<評価指標>

取組の評価指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待に関する研修	開催回数	目標	6	6
		実績	7	8

施策の方向6 安心して生活できる環境の整備

- 近年、自然災害が増えており、本町においても豪雨災害などが発生しています。災害に対し、本町では北広島町地域防災計画に基づき、「避難行動要支援者個別支援計画」で避難支援体制を整備しており、引き続き体制の強化に努めていく必要があります。
- 高齢者施設や介護サービス事業所と連携を図りながら、施設やサービス利用者の安全の確保に努めるとともに、高齢者や障がい者など特別な配慮が必要な人に対する福祉避難所についても各指定施設と連携しながら設置・運営の支援を行っていく必要があります。
- 介護サービス事業所等における感染症対策については、関係機関等と連携を図り、体制整備に努めました。一方で新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大や蔓延により、複数の介護サービス事業所においてクラスターが発生しました。引き続き、感染症に対する理解の促進とともに、感染症対策や感染拡大時の対応など様々な状況に応じた体制の整備を行っていく必要があります。
- 町民が利用する公共施設等について、優先度が高いところを中心にバリアフリー化に向けた整備を行っていますが、十分とはいえない状況です。今後も町民の要望等をお聞きしながら、緊急性や優先度を考慮しながら順次整備を行っていく必要があります。

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

施策の方向1 介護予防事業の推進

- 第8期計画で推進した口腔機能の向上については、歯科衛生士の個別訪問による指導や歯科保健センターとして独自に介護施設への訪問事業などが実施されました。引き続き各事業との連携による口腔ケア事業の実施により、バランスの良い食事と運動、認知機能の維持向上、社会活動への参加が継続して行われることを目指します。
- 地域包括支援センター等で収集・把握した情報を活用し、支援を必要とする高齢者に対して早期に必要な事業につなげているほか、高齢者自身が現状を客観的に知り、主体的な介護予防につなげています。介護予防の取組機能強化のため、地域ケア会議、サロン等において、リハビリ専門職等による助言等ができる体制を継続します。

<評価指標>

取組の評価指標			令和3年度	令和4年度	令和5年度
口腔ケア事業	指導事業所	目標	6	5	5
		実績	2	5	3
	訪問型サービスC 新規訪問人数 (歯科のみ)	目標	6	5	5
		実績	7	16	15
訪問型サービス					
訪問介護	事業所数	目標	8	8	8
		実績	7	7	7
	利用人数 (実)	目標	40	40	40
		実績	47	46	45
訪問型サービス A	利用人数 (実)	目標	15	15	15
		実績	16	10	10
訪問型サービス C(リハビリ)	利用人数 (実)	目標	18	18	18
		実績	5	6	5
通所型サービス					
通所介護	事業所数	目標	10	10	10
		実績	8	8	8
	利用人数 (実)	目標	82	82	82
		実績	79	72	70
通所型サービス A	実施 か所数	目標	5	5	5
		実績	5	5	5
	利用人数 (実)	目標	180	180	180
		実績	129	118	110
通所型サービス C	実施 か所数	目標	2	2	2
		実績	1	1	1
	利用人数 (実)	目標	16	16	16
		実績	9	15	10
高齢者見守り配食事業	利用人数 (要支援・総 合事業)	目標	20	20	20
		実績	22	22	20
	利用人数 (要介護)	目標	30	30	30
		実績	25	18	10
介護予防ケアマネジメント	件数	目標	680	680	680
		実績	630	610	600

<評価指標>

取組の評価指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
元気お届け事業	講師派遣 開催回数	目標	15	15
		実績	20	43
	延べ参加 人数	目標	150	150
		実績	273	531
元気づくり推進事業	延べ参加 人数	目標	28,500	29,000
		実績	23,444	24,943
	元気リーダー 養成延べ 人数	目標	490	500
		実績	482	494
地域リハビリテーション活動支 援事業	リハビリ職の 派遣回数	目標	20	20
		実績	4	17
特定健康診査	受診率	目標	54.0%	57.0%
		実績	42.0%	42.4%
胃がん検診	受診率	目標	20.0%	30.0%
		実績	12.1%	11.4%
大腸がん検診	受診率	目標	15.0%	30.0%
		実績	9.1%	8.8%
肺がん検診	受診率	目標	15.0%	15.0%
		実績	8.0%	7.7%
子宮頸がん検診	受診率	目標	20.0%	30.0%
		実績	16.6%	17.1%
乳がん検診	受診率	目標	25.0%	30.0%
		実績	19.9%	19.9%
歯周疾患検診	受診率	目標	13.0%	14.0%
		実績	13.8%	15.1%

施策の方向2 健康増進事業の推進

- 特定健診については、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの3年間の受診率は維持できています。令和5年度より若い世代の受診率向上のためインターネット予約も開始しており、引き続き、受診率の向上に取り組んでいく必要があります。
- がん検診については、各目標を達成できていない状況となっており、引き続き受診勧奨等を行いながら受診率の向上につなげていく必要があります。
- 歯周疾患検診については、目標値を達成しており、今後も歯科医師等と連携しながら歯周疾患健診の普及と受診率向上を図っていく必要があります。

施策の方向3 生きがいづくりの促進

- 高齢者の能力を活用した就労機会の確保・拡充を図るため、シルバー人材センターの活動を支援しています。今後も、長年培ってきた知識や経験、技能など多様な能力が発揮できるよう、社会貢献できる場を提供することが大切です。
- ボランティア活動については思ったように進んでいません。今後活動のしやすい環境や仕組みについての検討をはじめ、実践に向けた取組強化が必要です。

基本目標3

介護保険サービスの安定的な提供体制の充実

施策の方向1 介護保険サービスの充実

- 高齢者自身のそれぞれの身体状況や生活環境に応じた適切なサービスの選択が行われるよう、サービス提供体制を充実させてきました。
- 地域密着型サービスにおいては、大朝圏域での小規模多機能型居宅介護が未実施となっており、各圏域でのサービスの充実が必要です。

<評価指標>

取組の評価指標			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	利用率	目標	3.69%	3.69%	3.69%
		実績	4.07%	4.24%	4.27%
通所リハビリテーション	利用率	目標	16.57%	16.57%	16.57%
		実績	18.29%	18.82%	18.10%

施策の方向2 介護保険制度の円滑・適正な運営

- 新型コロナウイルスの影響により個人宅への訪問が困難になり、住宅改修や福祉用具購入・貸与の点検が思うように実施できませんでした。5類移行した現状においては、取組の充実が必要です。
- 今後更なる高齢化が見込まれる中、不足している介護人材について、地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携を図り、介護人材の確保・定着・育成の取組に一体的に取り組んでいます。
- 引き続き、地域の中で利用者本位の質の高い介護サービスが提供され、円滑に利用できる体制が重要です。引き続き事業者等への指導・監査の強化やケアマネジャーへの研修、ケアプラン点検、また自立支援に資する地域ケア会議の開催等によるケアマネジメントの質の向上が求められます。

<評価指標>

取組の評価指標			令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査員等を対象とした 研修会	開催回数	目標	1	1	1
		実績	1	0	1
ケアプラン点検の実施	件数	目標	30	30	30
		実績	18	18	18
住宅改修に関する点検	件数	目標	5	5	5
		実績	1	3	3
福祉用具貸与・購入に関する 点検	件数	目標	5	5	5
		実績	1	0	3
医療情報との突合・縦覧点検	回数	目標	12	12	12
		実績		1/月	1/月
介護給付に関する通知	回数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
事業所への実地指導	回数	目標	1	1	1
		実績	11事業所 各1回	13事業所 各2回	11事業所 各3回
介護支援専門員を対象とした 研修会	開催回数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1

2 アンケート結果と課題の整理

■高齢者の暮らしと福祉に関するアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

調査目的	本町の日常生活圏域における高齢者等の実態や課題を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業の評価及び第8期計画策定の基礎資料とする。
調査期間	令和5年3月3日～令和5年3月17日
調査方法	郵送法
対象者	①介護保険の認定を受けていない一般高齢者 ②介護保険の要支援1・2認定者 ③総合事業対象者
調査数	1,000人
有効回収数	696件（69.6%）

■在宅介護実態調査

調査目的	本町の在宅での介護の状況や家族等介護者の就労継続の状況を把握し、第9期計画策定の基礎資料とする。
調査期間	令和4年12月1日～令和5年3月31日
調査方法	訪問による聞き取り
対象者	町内に居住する要支援・要介護認定を受けている高齢者（在宅）
有効回収数	128件

■在宅生活改善調査

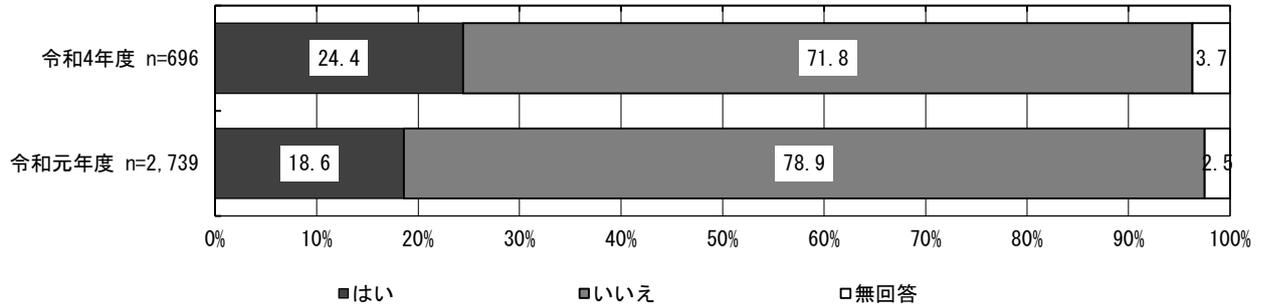
調査目的	在宅で生活し、現在のサービス利用では生活の維持が困難となっている利用者の実態を把握し、地域に不足するサービス等の検討及び第9期計画策定の基礎資料とする。
調査期間	令和5年4月1日～令和5年4月20日
調査方法	郵送法
対象者	居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所（調査数11件）
有効回収数	9件

■ 居所変更実態調査

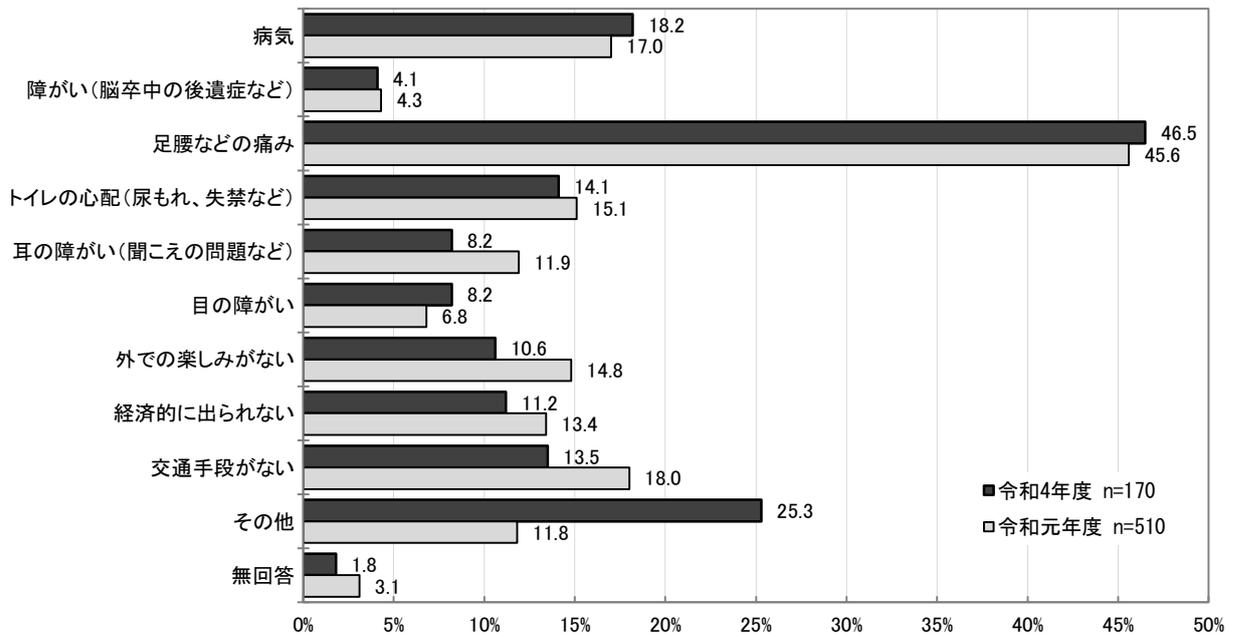
調査目的	過去1年間の新規入居・退去の流れや、その理由などを把握し、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等の検討及び第9期計画策定の基礎資料とする。
調査期間	令和5年4月1日～令和5年4月20日
調査方法	郵送法
対象者	住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設除く）、サービス付き高齢者向け住宅（特定施設除く）、グループホーム、特定施設、地域密着型特定施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム（調査数17件）
有効回収数	17件

(1)外出について

外出を控えているかについてみると、「はい」が24.4%、「いいえ」が71.8%となっています。前回調査と比べると、「はい」の割合が高くなっています。



外出を控えている理由では、「足腰などの痛み」が46.5%と最も高く、次いで「病気」が18.2%となっています。前回調査と比べると、「その他」の割合が高くなっており、具体的な内容としてコロナのため外出を控えている人が多い状況となっています。

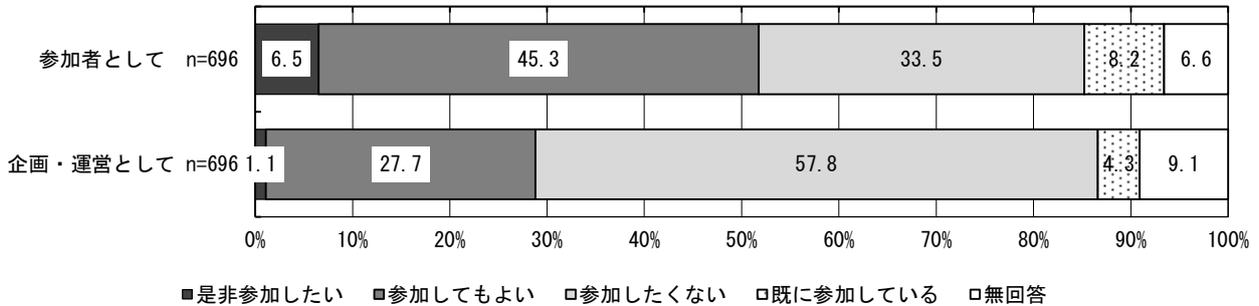


【課題】

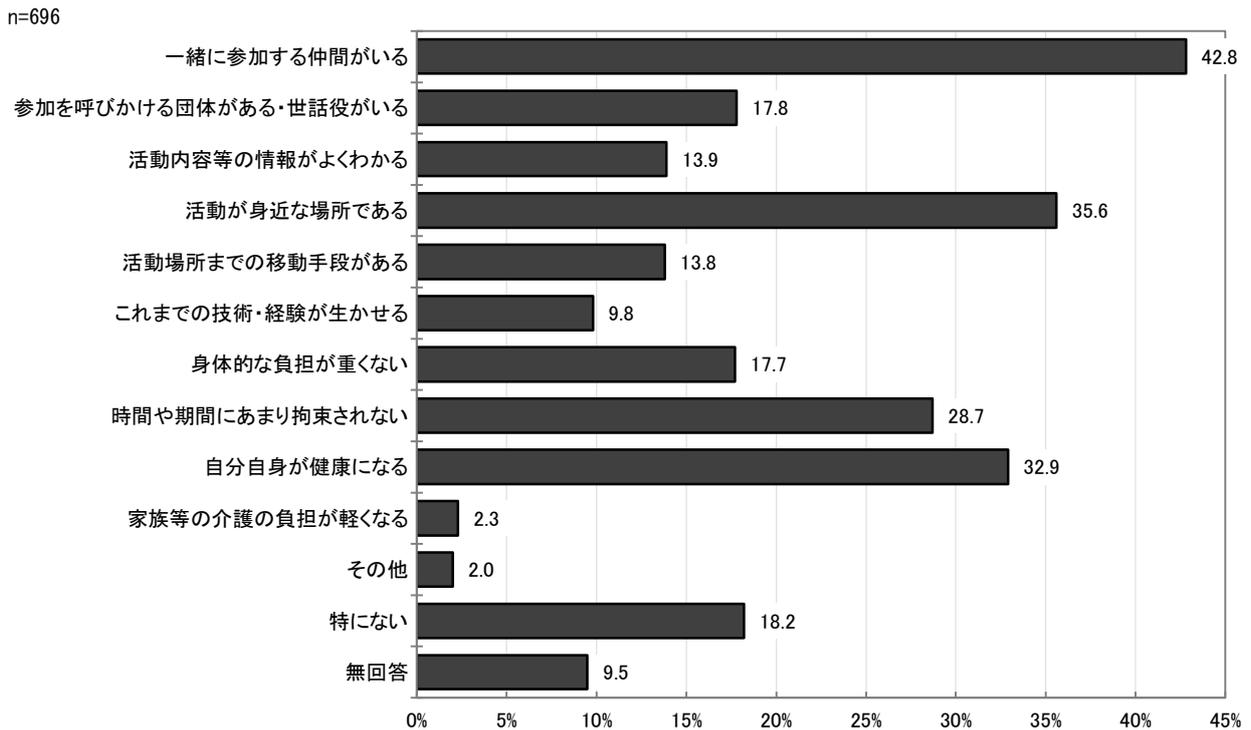
- コロナ後を見据えた健康づくりや介護予防のための運動・外出機会の充実を図る必要があります。
- 体を動かしたり、足腰の痛みなどを防いだりする体操や各種教室を実施していくことが重要です。

(2)地域活動について

健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向については、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が51.8%となっています。一方、企画・運営（お世話役）としての参加意向については、『参加意向あり』が28.8%となっています。



どのような状況であれば地域の活動等に参加しやすいと思うかについて、「一緒に参加する仲間がいる」が42.8%と最も高く、次いで「活動が身近な場所である」が35.6%となっています。



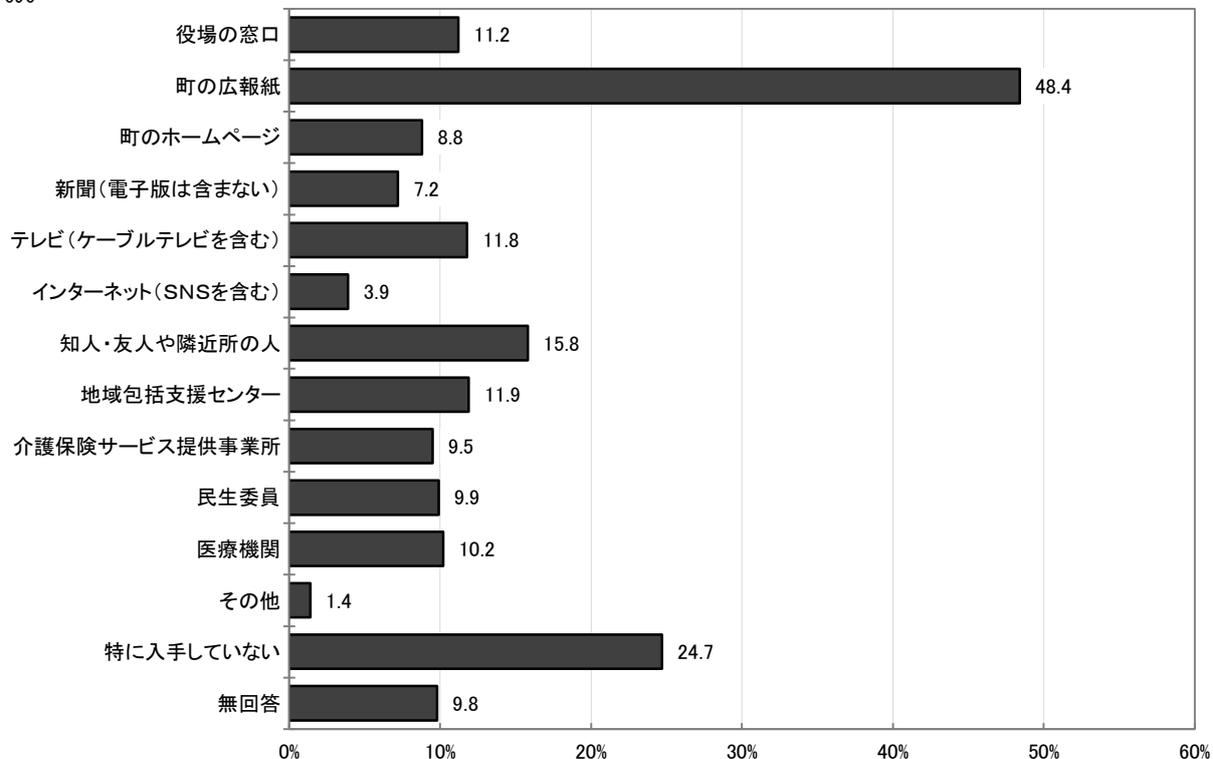
【課題】

- 地域の支え合い活動の必要性を認識し、参加意向がある人を活動につなぐ環境づくりが必要です。
- 身近な場所や、気軽に参加できるなど地域活動に参加しやすい仕組みづくりを進めることが大切です。

(3)高齢者に対するサービスや事業に関する情報の入手先

情報の入手先では、「町の広報紙」が48.4%と最も高く、次いで「知人・友人や隣近所の人」が15.8%が続いています。一方で「特に入手していない」の割合は2割を超えています。

n=696

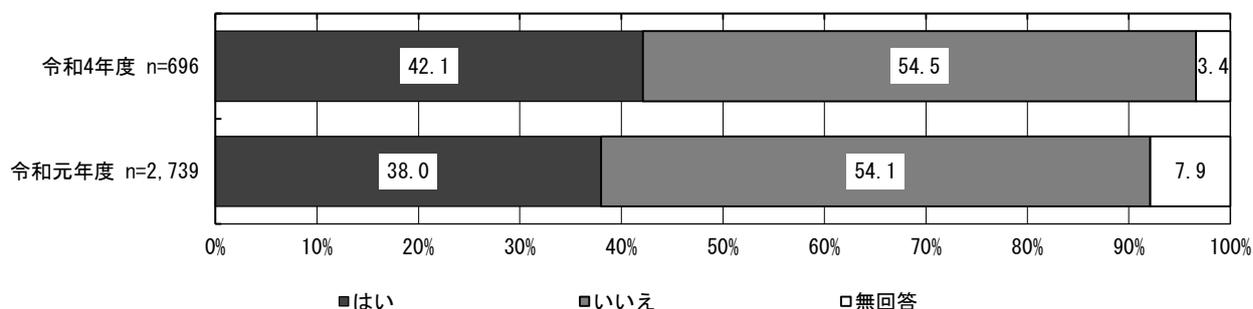


【課題】

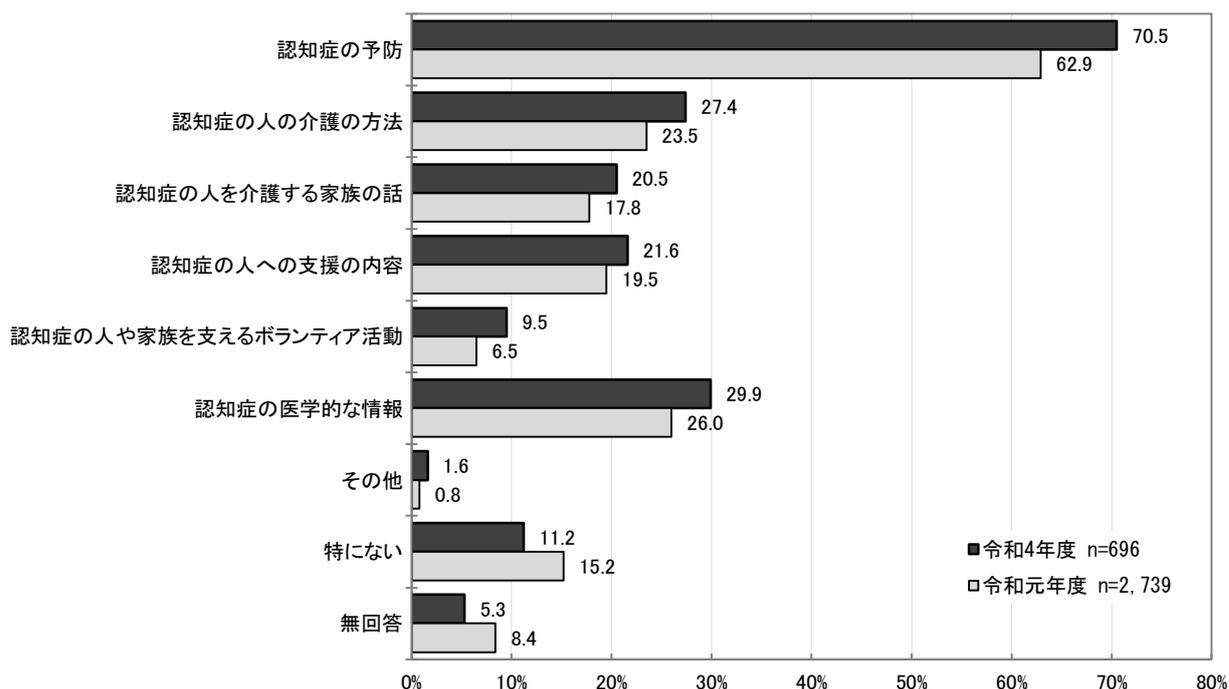
- 町の広報紙で情報を入手している人が多く、引き続き、わかりやすく、理解しやすい広報等を行っていく必要があります。
- 情報を入手していない人も一定数いることから、必要な人に必要な情報が届くよう、あらゆる媒体を通じた情報提供体制の充実を図っていく必要があります。

(4) 認知症について

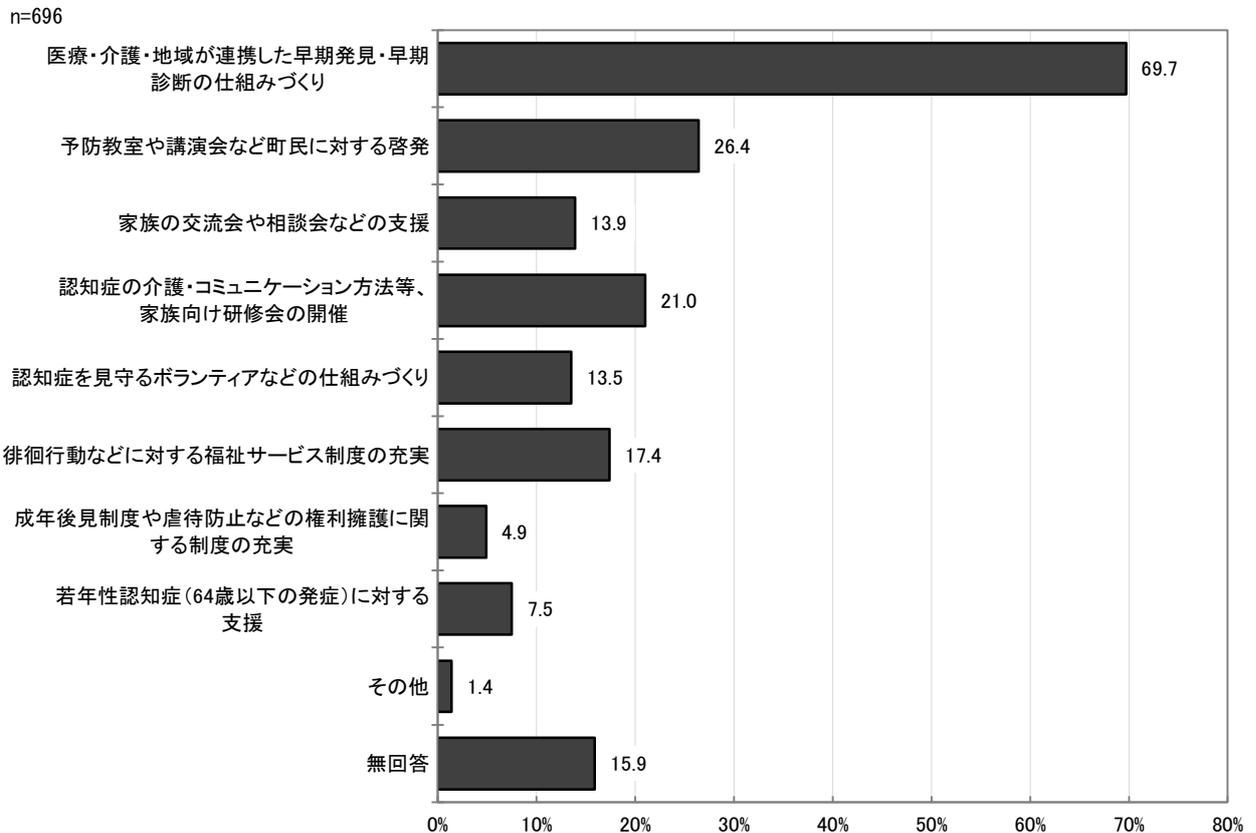
認知症の相談窓口を知っているかについてみると、「はい」が42.1%、「いいえ」が54.5%となっています。前回調査と比べると、「はい」の割合が若干高くなっています。



認知症についてどのようなことに興味があるかについてみると、「認知症の予防」が70.5%で最も高く、次いで「認知症の医学的な情報」が29.9%、「認知症の人の介護の方法」が27.4%となっています。前回調査と比べると、「認知症の予防」「認知症の人の介護の方法」「認知症の医学的な情報」の割合が増加しており、「特にない」が減少しています。



認知症施策を進めていくうえで、今後どのようなことに重点的に取り組んでほしいかについてみると、「医療・介護・地域が連携した早期発見・早期診断の仕組みづくり」が69.7%で最も高く、次いで「予防教室や講演会など町民に対する啓発」が26.4%、「認知症の介護・コミュニケーション方法等、家族向け研修会の開催」が21.0%となっています。



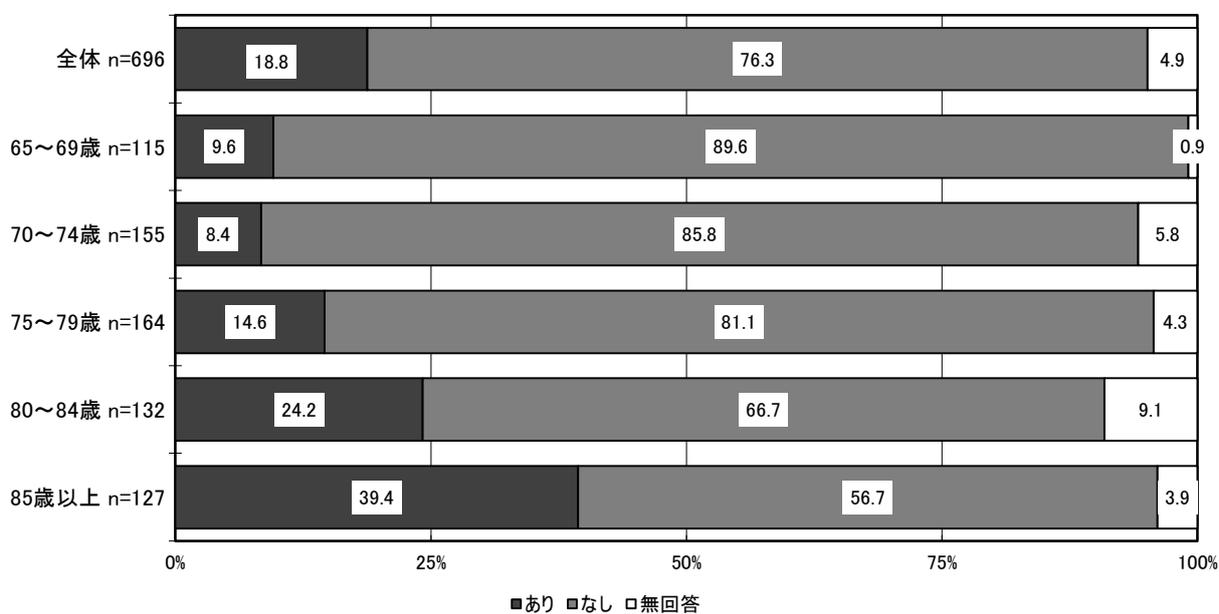
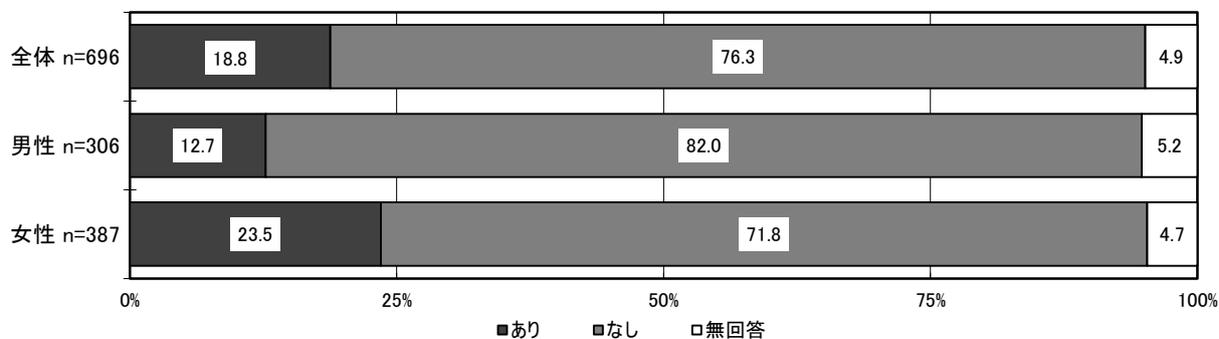
【課題】

- 認知症の窓口や認知症の早期発見・早期診断に向けた取組など、引き続き、認知症に関する相談窓口や支援の仕組みなどの周知に努める必要があります。
- 前回調査時と比べて、認知症への関心は高まっており、認知症の理解や予防に向けた取組ができるように情報提供を行っていく必要があります。

(5)リスク判定について

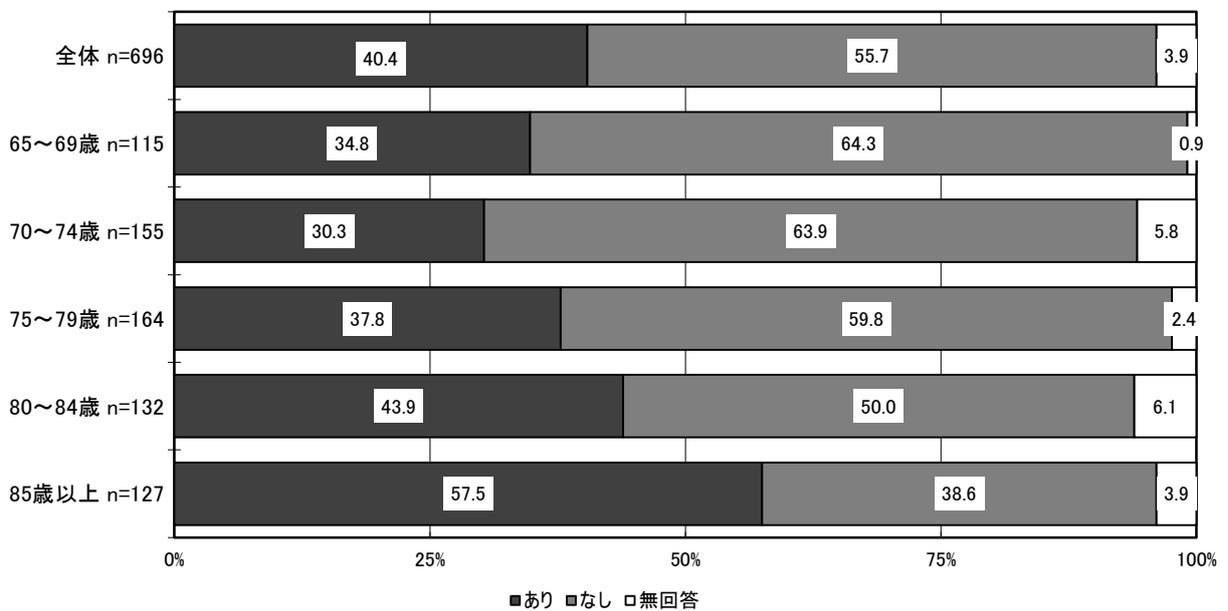
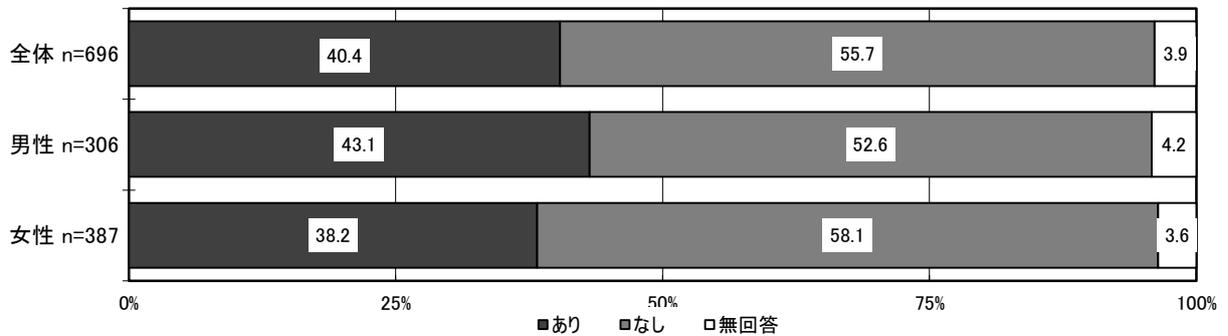
ア 運動器の機能低下

運動器の機能低下についてみると、性別では女性のほうがリスク判定の割合が高くなっており、年齢があがるにつれてリスクの増大がみられます。



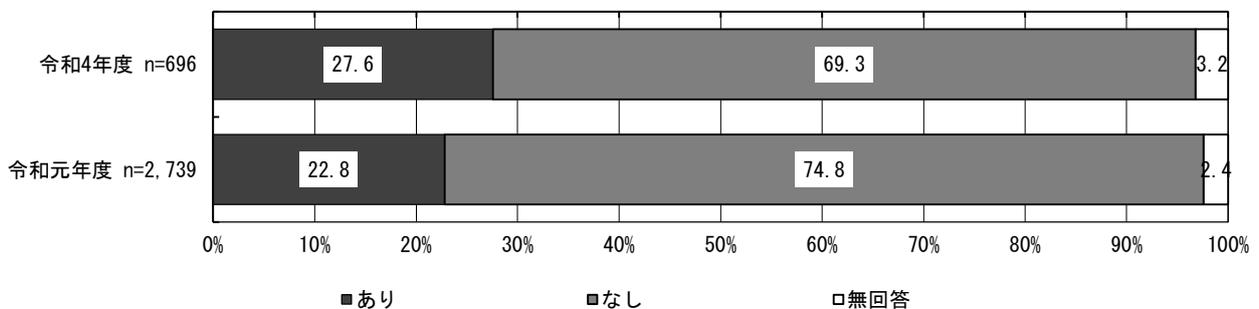
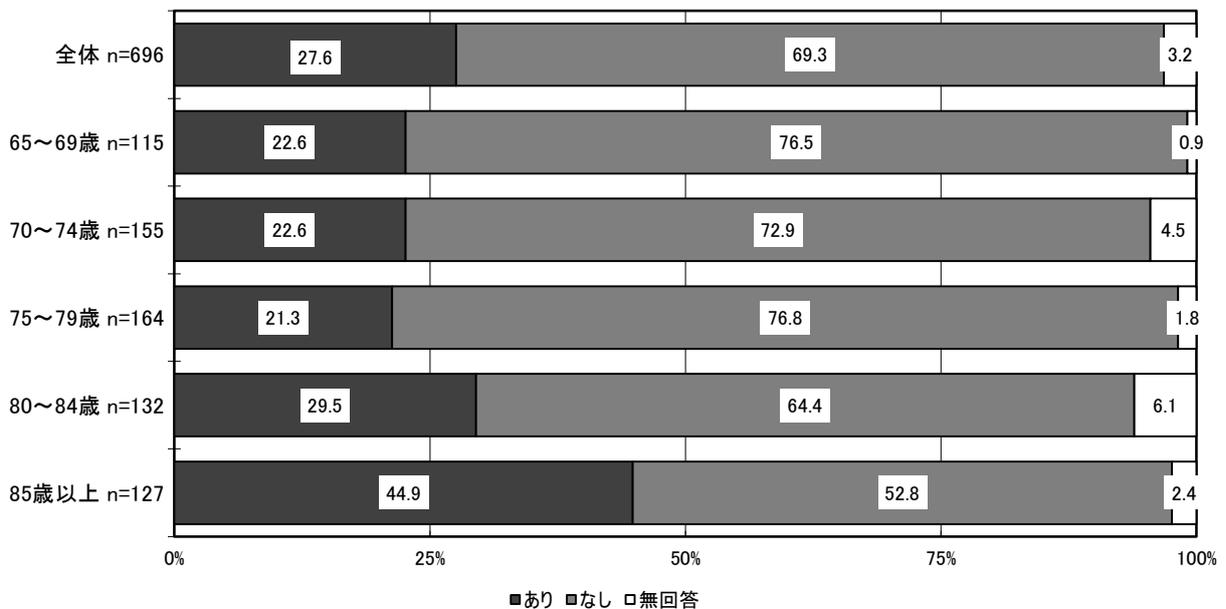
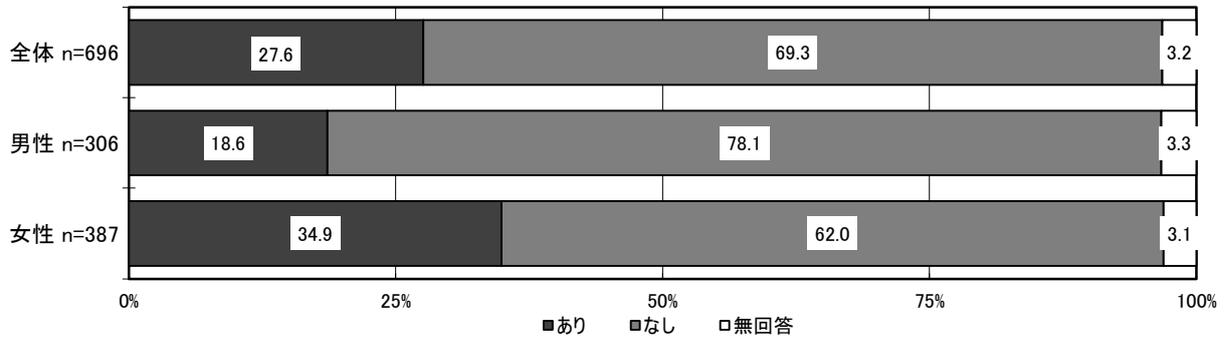
イ 転倒リスク

転倒リスクについてみると、性別では男性のほうが転倒リスク判定の割合が高くなっています。年齢別でみると年齢があがるにつれてリスクの増大がみられ、85歳以上では半数以上がリスクがある状況となっています。



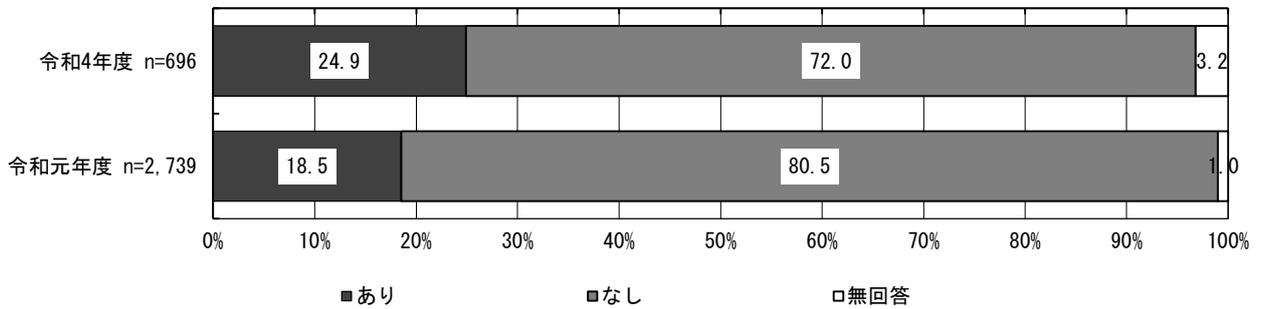
ウ 閉じこもり傾向

閉じこもり傾向についてみると、性別では女性のほうが閉じこもりのリスク判定の割合が高くなっています。年齢別でみると80歳以上でリスクの増大がみられ、70歳代までは2割台でしたが85歳以上では4割以上がリスクがある状況となっています。前回調査と比べると、リスクがある人の割合が高くなっています。



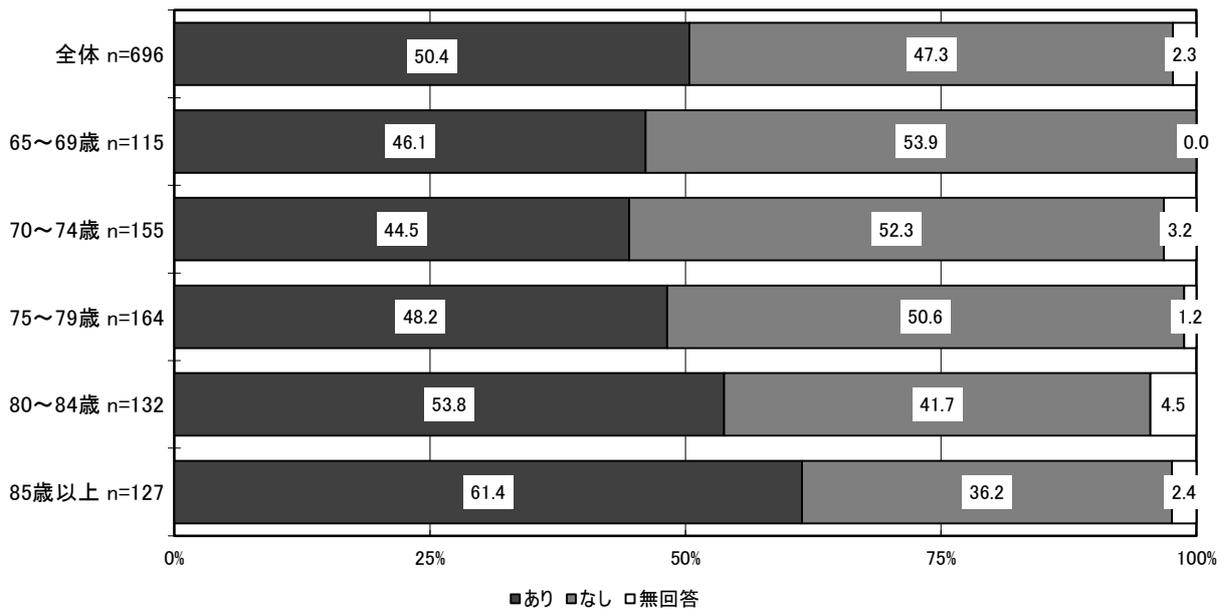
エ 口腔機能の低下

口腔機能の低下については、リスクのある人は2割半ばとなっています。前回調査と比べると、リスクがある人の割合が高くなっています。



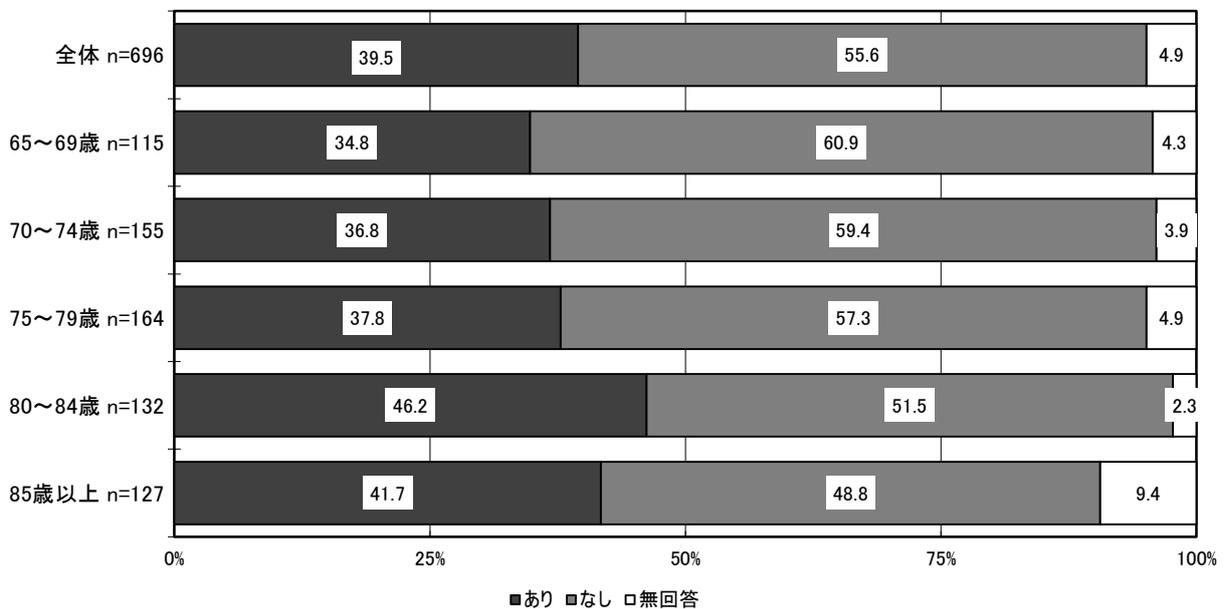
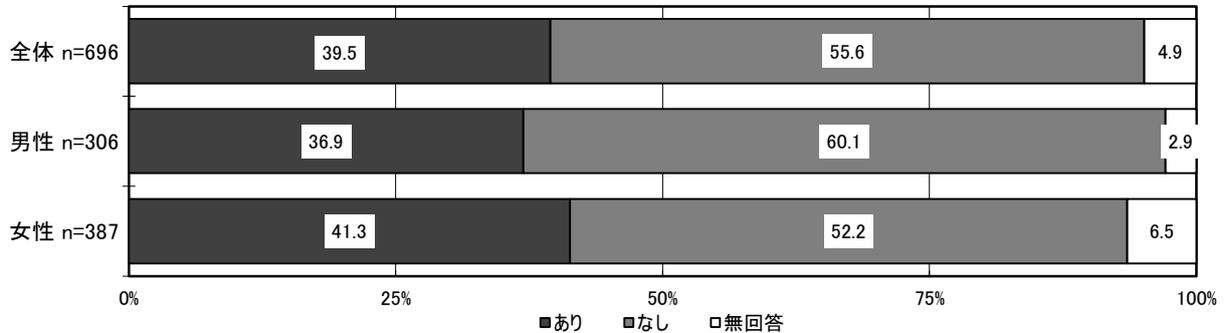
オ 認知機能の低下

認知機能の低下について年齢別で見ると年齢があがるにつれてリスクの増大がみられます。70歳代までは4割台でしたが、85歳以上では6割以上がリスクがある状況となっています。



カ うつ傾向

うつ傾向についてみると、性別では女性のほうがうつ傾向のリスク判定の割合が高くなっています。年齢別でみると80～84歳で4割半ばと特に高くなっています。



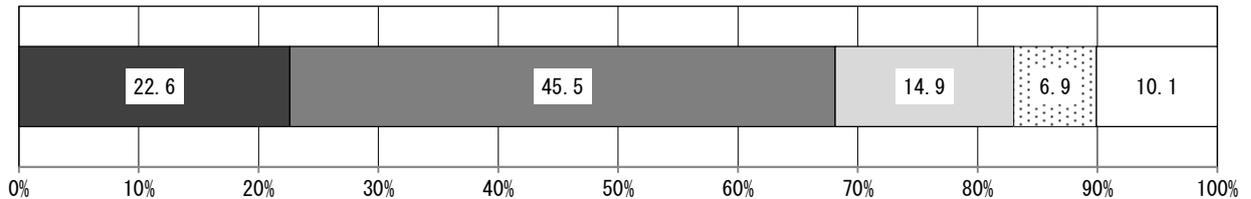
【課題】

- 各種リスクの発生状況は、「認知機能の低下」が最も高く、「転倒リスク」「うつ傾向」が続いています。「運動器の機能低下」「転倒リスク」「閉じこもり」「認知機能の低下」については、いずれも年齢が上がるにつれてリスクがある人の割合が高くなっており、85歳以上で特に高くなっています。このことから、早期の介護予防への取組が重要です。

(6)介護保険サービスの安定的な提供体制の充実

介護が必要になった場合の希望について、「できる限り在宅で暮らしたいが、家族に負担をかけるようなら、施設や介護サービスのついた高齢者向け住宅で暮らしたい」が45.5%で最も高く、次いで「在宅（自宅や家族との同居）で暮らしたい」が22.6%となっており、合わせると約7割が在宅での生活を希望しています。

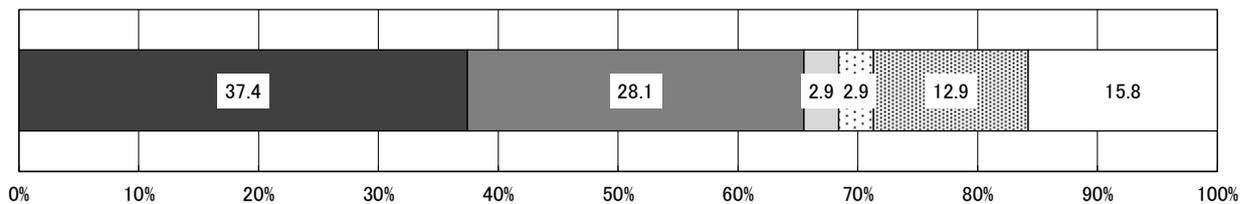
n=696



- 在宅（自宅や家族との同居）で暮らしたい
- できる限り在宅で暮らしたいが、家族に負担をかけるようなら、施設や介護サービスのついた高齢者向け住宅で暮らしたい
- 常時何らかの介護が必要な状態になった段階で、施設や介護サービスのついた高齢者向け住宅で暮らしたい
- わからない
- 無回答

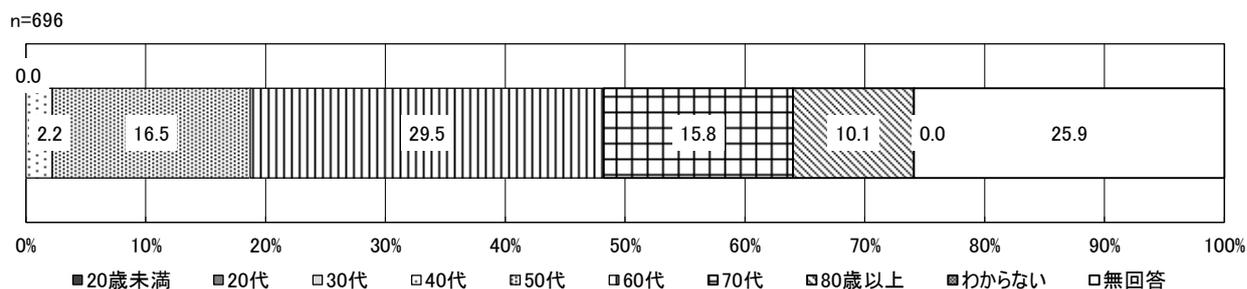
要介護認定を受けている人の介護者で「今後も介護サービスなどを利用しながら、在宅で介護したい」と回答した人の割合が3割半ばとなっており、「できるだけ在宅で介護したいが、介護の負担が大きくなり、在宅で介護が困難になったら、施設や介護サービスのついた高齢者向け住宅に入ってもらいたい」と回答した人の割合が約3割となっています。

n=139

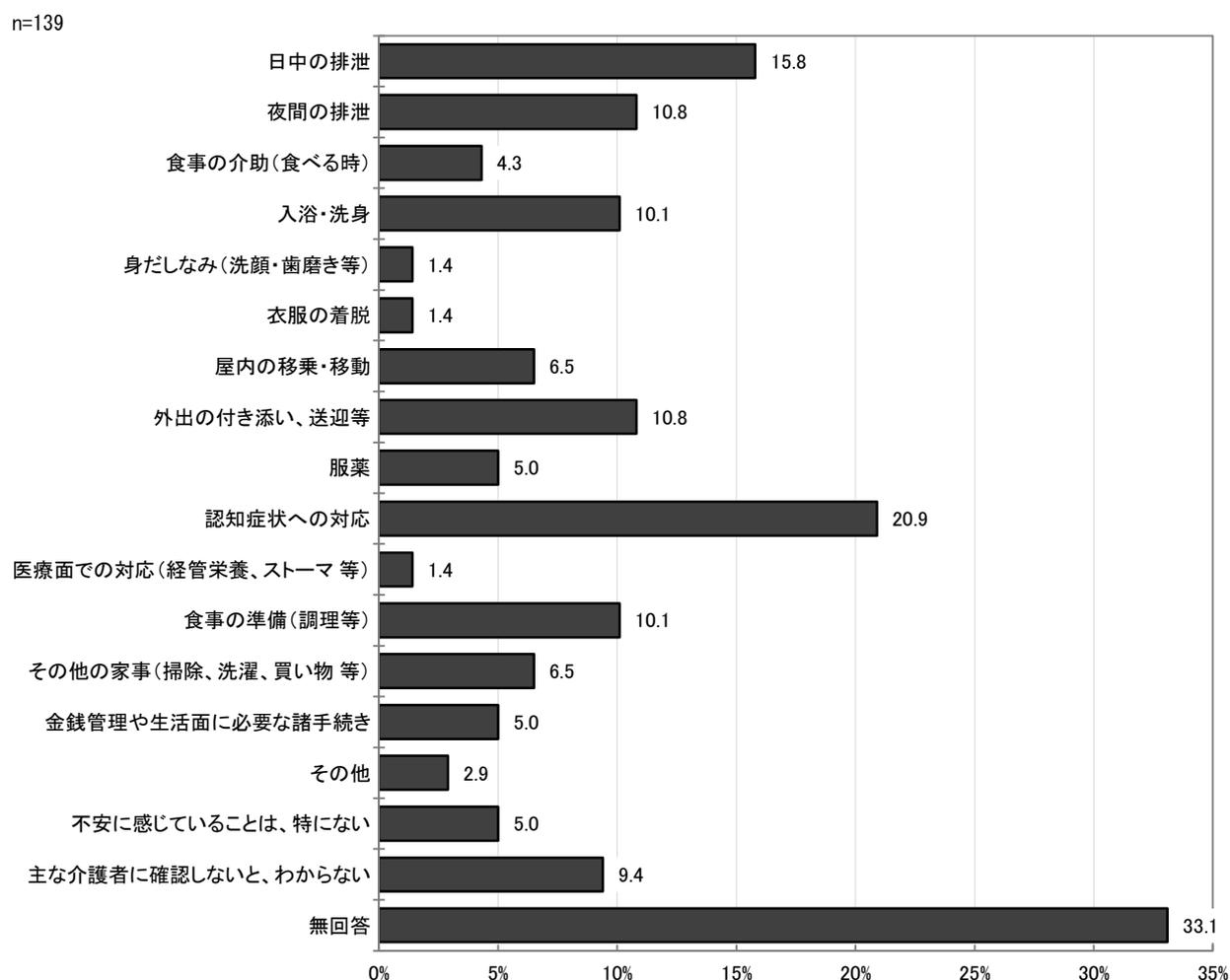


- 今後も介護サービスなどを利用しながら、在宅で介護したい
- できるだけ在宅で介護したいが、介護の負担が大きくなり、在宅で介護が困難になったら、施設や介護サービスのついた高齢者向け住宅に入ってもらいたい
- 施設や介護サービスのついた高齢者向け住宅に入ってもらいたい
- その他
- わからない
- 無回答

主な介護者の年齢をみると、「60代」が約3割と最も高くなっており、60代から80歳以上までを合わせると半数以上となっています。



主な介護者が不安に感じる介護として、「認知症状への対応」「日中の排泄」が上位意見としてあがっています。



【課題】

- 在宅での生活を維持するために、介護者の負担を軽減するための介護保険サービスやその他の支援の提供体制を確保することが必要です。
- 介護人材の確保や育成、業務の効率化を図っていくことが求められます。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

【基本理念】

心身ともに健やかで安心して暮らせるまち

～高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができる～

上位計画である「第2次北広島町長期総合計画【改訂版】」では、「新たな感動・活力を創る北広島～人がつながり、チカラあふれるまち～」を将来像に掲げ、「安心して元気に暮らせる地域の創出」を施策分野として設定しています。

また、国の基本指針において、今後高齢化が一層進む中で、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要とされています。

本計画では第8期計画の基本理念を踏襲し、めざすまちの姿として「心身ともに健やかで安心して暮らせるまち」を基本理念とし、高齢者が健康でこころ豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域共生社会の理念を踏まえ、地域の支援や環境整備を、住民、地域、関係機関・団体、民間事業者との協働により推進します。

2 基本目標

基本目標① 安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進

めざす姿	住み慣れた自宅や地域で安心して自立した生活を続けることができるまち
------	-----------------------------------

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して自立した生活を続けることができるよう、これまで進めてきた地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ることで、地域共生社会を実現するための地域づくりを推進します。

また、介護が必要な高齢者や認知症高齢者、生活困窮の状況にある高齢者など、様々な状況に応じ、高齢者本人や家族への支援を推進します。

さらに、近年の自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害対策、感染症対策に係る体制を整備します。

基本目標② 生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進

めざす姿	高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもち幸福で充実した生活を送ることができるまち
------	--

高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもち幸福で充実した生活を送り、長寿を喜べるよう、健康づくりと介護予防を一体的に提供するとともに、生きがいづくりを推進します。

基本目標③ 継続した地域生活を支える環境の整備

めざす姿	介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるまち
------	---

介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、適切に必要な介護保険サービスの安定的な提供体制の充実を図ります。

3 計画の成果指標

計画の基本理念や基本目標がめざす姿の達成状況を評価するための、成果指標を次のとおり設定します。

指標	現状	目標 令和8年度	出展
計画全体の成果指標			
幸せだと感じている人 (幸福度の点数が8点以上の高齢者)	43.3%	増やす	ニーズ調査
基本目標1 安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進			
地域における支え合いを感じている人 (「感じるができる」+「どちらかといえば感じるができる」と回答した高齢者)	65.4%	増やす	ニーズ調査
家族や友人・知人以外の相談相手がいない人の割合	28.4%	減らす	ニーズ調査
認知症に関する窓口を知っている人	42.1%	増やす	ニーズ調査
基本目標2 健康づくりと介護予防の推進			
75～84歳の人の要介護1～5認定率 (75～84歳要介護1～5認定者数/75～84歳人口)	41.2%	減らす	介護保険 事業状況報告 住民基本台帳人口
健康だと感じている人 (「とてもよい」+「まあよい」と回答した高齢者)	76.8%	増やす	ニーズ調査
基本目標3 介護保険サービスの安定的な提供体制の充実			
過去1年間に、介護のために退職した主な介護者	6.6%	減らす	在宅介護 実態調査
現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等がないと回答した割合	3.8%	増やす	在宅介護 実態調査

4 計画の体系

基本理念	基本目標	めざす姿	施策の方向
心身ともに健やかで安心して暮らせるまち	基本目標1 安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進	住み慣れた自宅や地域で安心して自立した生活が続けることができるまち	1 地域包括ケア体制の強化・推進 (1)在宅医療と介護の連携強化 (2)地域包括支援センターの機能強化 (3)地域ケア会議の充実
			2 地域の支え合いの促進 (1)包括的な支援体制の充実 (2)地域共生社会の実現をめざした人材の育成
			3 在宅生活を支える支援の充実 (1)生活支援サービスの充実 (2)地域見守り事業の推進 (3)住宅・生活環境の整備
			4 認知症高齢者支援施策の推進 (1)認知症に関する理解の促進と支え合う体制づくり (2)認知症予防の推進 (3)医療・介護サービスと介護者への支援の充実 (3)認知症のある人の社会参加の機会の確保
			5 高齢者の権利擁護と虐待防止 (1)権利擁護の推進 (2)虐待防止の推進
			6 安心して生活できる環境の整備 (1)災害対策に係る体制整備 (2)感染症対策に係る体制整備 (3)生活環境の整備
	基本目標2 生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進	高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもち幸福で充実した生活を送ることができるまち	1 介護予防事業の推進 (1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2)一般介護予防事業の推進
			2 健康増進事業の推進 (1)生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 (2)高齢者保健事業と介護予防事業の一体的な提供
			3 生きがいづくりの促進 (1)高齢者の就労的活動の促進 (2)高齢者の地域参加の場の推進
	基本目標3 継続した地域生活を支える環境の整備	介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるまち	1 介護保険サービスの充実 (1)居宅介護サービスの充実 (2)地域密着型サービスの充実 (3)施設サービスの充実
2 介護保険制度の円滑・適正な運営 (1)介護給付の適正化 (2)介護人材の確保・定着と業務効率化の推進 (3)介護保険サービスの質の確保			

第5章 計画の取組

基本目標①

安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進

施策の方向1 地域包括ケア体制の強化・推進

(1) 在宅医療と介護の連携強化

地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有した上で、在宅医療・介護連携の体制強化を進めるとともに、看取りや認知症の人への対応強化、住民の理解を促進するための取組を推進します。

① 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関、介護サービス資源等を把握し、関係機関間で情報の共有化を図るとともに、その情報を住民に広く周知します。

また、情報を定期的に更新し、発信する仕組みづくりに取り組みます。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対策の協議

地域ケア個別会議において、専門職と在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策などの協議を行います。

③ 在宅医療・介護関係者の研修の実施

地域の医療関係者、介護関係者を対象に、在宅医療・介護連携の課題などをテーマとした研修会を実施します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護推進会議の 開催	開催回数	2	2	2	2

④ 在宅医療・介護サービス連携体制の構築

在宅医療・介護サービスが一体的に提供できるよう、医療・介護関係者間の情報共有・連絡体制の構築を支援するとともに、医療・介護連携のための相談に応じます。

また、必要に応じて退院の際に連携を図るなど、地域の医療・介護関係者の連携調整を行います。

⑤ 地域住民への普及啓発

講演会の開催やパンフレットの作成・配付等により、在宅医療と介護の連携や認知症施策等について、住民への情報提供や普及啓発を行います。

⑥ 看取り等の終末期ケアの推進

看取りやACP(Advance Care Planning)なども含めた医療や介護についての情報提供や普及啓発を行うとともに、介護サービス事業者向けに終末期のケアや医療に関する研修を行い、看取りへの理解と対応力の向上につなげます。

ケアマネジャーとの共同でACPの実施に向けた研修会を実施します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
看取りやACPについての 啓発	啓発回数	2	2	2	2

(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターのより一層の周知や利用しやすい体制の整備を進めるとともに、相談する人がいない高齢者や支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援につなぐ地域包括ケアシステムを更に深化・推進します。

① 体制の強化

高齢化の進展によって増加するニーズや生活課題の複雑化などに適切に対応するため、地域包括支援センターの体制を継続するとともに、職員のスキル向上を図ります。

② 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域のケアマネジャーが個々に解決できない困難な事例等の支援を行うとともに、ケアマネジャーとの連携会議の開催や医療機関や介護サービス事業者、地域の関係機関・団体等と連携し、包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネジャーとの連携会	開催回数	4	4	4	4

(3)地域ケア会議の充実

個別事例の検討を行う「個別ケア会議」、日常生活圏域の課題の共有を行う「日常生活圏域ケア会議」、各圏域の課題を共有した上で解決のための政策形成を行う「地域ケア全体会議」の3層構造での役割を明確にし、各会議の充実を図ります。

① 地域ケア個別会議の充実

個別事例の検討を通じて多職種協働による自立支援に資するケアマネジメントを行うとともに、事例検討後に地域課題に関する検討の時間を設け、地域課題の抽出や課題解決について、意見交換や情報の共有を行います。

② 地域ケア会議(2層)の充実

圏域ごとの協議体において、個別事例から抽出された地域課題を、専門職だけでなく、地域の関係者と共有するとともに、課題解決に向けた検討、ネットワークづくりの機会とします。

③ 町全体の地域会議(1層)の充実

町全体の協議体において、各日常生活圏域で把握された課題と有効な手法を共有するとともに、町全体の課題を明確にし、町の施策への反映を図ります。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議	開催回数	12	12	12	12
地域ケア会議(2層)	開催回数	4	4	4	4
町全体の地域会議(1層)	開催回数	1	1	1	1

施策の方向 2 地域の支え合いの促進

(1) 包括的な支援体制の充実

「断らない相談支援」、「社会とのつながりや参加の支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、住民の複雑化、複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

① 包括的な支援体制の構築

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援(つながりや参加の支援)、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制の整備に向け、庁内関係課、地域の関係機関・団体等と連携を図り、取組を推進します。

② 地域包括支援センターにおける総合相談支援事業の推進

高齢者とその家族、近隣住民、民生委員児童委員などからの様々な相談について、総合的に対応できるよう、高齢者の心身の状況や家庭環境等について把握し、サービスに関する情報提供や継続的・専門的な相談支援等を行います。また、総合相談窓口として住民に周知します。

地域包括支援センターを中心に、町内3か所に設置した総合相談窓口(ブランチ)や庁内の保健・福祉部門と連携・協働し、相談業務の強化を図ります。

また、相談窓口として地域包括支援センターやブランチの周知とともに、多様化、複雑化する課題に対応するため、研修参加等により職員の資質向上を図ります。

③ 情報提供体制の充実

高齢者が必要なサービスを必要なときに利用できるよう、介護保険制度や保健、医療、福祉に関する制度やサービス、生きがい活動に関する情報などを、各関係機関の窓口や民生委員児童委員の訪問活動、地域の様々な活動を通じて提供するとともに、町の広報紙やパンフレット、ホームページ等の多様な手段によって広く周知を図ります。

(2) 地域共生社会の実現をめざした人材の育成

町や社会福祉協議会において、地域共生社会や福祉に関する意識啓発や情報提供などを行い、地域の人々の問題を「我が事」と捉え解決しようとする意識や、地域で支援の必要な人に対する住民の認識を深めます。

また、住民の支え合いの意識を地域の活動へつなげるため、ボランティアの育成とともに、活動に参加しやすい仕組みづくりを推進します。

① 地域における意識啓発の推進

生活支援コーディネーターの活動と連携して、地域課題の把握に努めるとともに、地域共生社会や、福祉に関する意識啓発や地域活動の必要性、また、身近な地域で見過ごされている課題の周知を行います。

② ボランティアの育成

社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の担い手や地域福祉活動のリーダーを発掘・養成する取組を推進します。

③ 学び塾による心地よいおせっかい(ボランティア)の育成

きたひろ学び塾のプログラムの参加を通じてボランティアを育成し、自分の生活の範囲で、相互に無理のない範囲で繋がりを構築し、互助機能を地域に定着させます。

④ 地域への愛着形成

本町の豊かな自然・歴史・文化を生かし、児童生徒一人一人の郷土への理解と愛情を深める学びを広め、学びを通して「将来北広島町に住みたい、帰ってきたい」という子どもの育成をめざす取組を推進します。

また、子どもたちが、家族や地域の人を尊重し、大切にすることを育み、また、地域共生社会の考え方を理解し、地域社会の一員として積極的に支え合いの活動等に参加できるよう、地域の関係機関・団体等と連携して啓発活動を推進します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域共生社会等に関する 啓発の取組	啓発回数	1	1	1	1

施策の方向3 在宅生活を支える支援の充実

(1)生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、協議体や生活支援コーディネーターの機能の更なる充実を図るとともに、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に対する生活支援、緊急時の対応等の事業を行います。

① 生活支援コーディネーターによる支え合いの体制づくりの推進

高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する生活支援コーディネーターを引き続き各日常生活圏域に配置します。

地域に不足する生活支援サービスの把握及び創出、生活支援サービス関係主体間の連携体制づくり及び情報共有、地域の支援ニーズと生活支援サービス提供主体の活動のマッチングなどを実施し、各地域の実情に沿った生活支援の面からの支援体制の充実を図ります。

② 協議体の機能の充実

広域的な取組が必要な地域課題の共有や解決に向けた検討を行い、町に提示する第1層協議体、日常生活圏域単位で解決可能な地域課題を抽出し、解決に向けた検討を行う第2層協議体を引き続き設置するとともに、関係者のネットワークづくりの機会として取組を継続します。

③ 福祉サービスの充実

高齢者が安心して暮らせるよう、本町では以下の各種事業を行っています。利用状況やニーズ等も踏まえながら各支給事業の見直しを行います。

事業名	内容
在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	介護者の経済的負担の軽減を図るため、在宅で要介護4・5の高齢者を介護している家族を対象に、介護手当を支給します。
あんしん電話設置	在宅のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等の緊急時に迅速に対応するために、高齢者宅に緊急通報装置を貸与し、緊急通報体制を引き続き整備します。通報は委託事業者に届き、必要に応じて相談、救急通報を行います。
ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業	ひとり暮らし等の高齢者世帯を巡回相談員が定期的に訪問し、相談援助を行います。
家族介護用品支給事業	介護者の経済的負担の軽減を図るため、在宅で要介護4・5の高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族を対象とし、介護用品を支給します。

(2)地域見守り事業の推進

高齢者を重層的に見守るため、「地域見守り活動に関する協定」を締結している地域の住民とかかわりを持つ事業者に、日常の業務の中で無理のない範囲で高齢者の見守り、緊急事態等を発見した場合の連絡等の協力を依頼します。

引き続き、協力事業者の増加をめざし、事業の周知と協力依頼を推進します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域見守りに関する協定	件数	14	14	14	14

(3)住宅・生活環境の整備

可能な限り地域で安心して住み続けることができるよう、住宅施策と連携を図り、高齢者に配慮した住まいや施設の普及を図るとともに、生活環境の充実や入所相談等の居住関係施策を総合的に推進します。

また、民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、設置状況の把握を行い、広島県及び関係機関と連携を図ります。

① 居住系施設の確保

事業名	内容
養護老人ホーム	養護老人ホームは、「環境上の理由及び経済的理由」により在宅において生活することが困難な高齢者が入居する施設です。町内には現在「仁愛園」が1か所あり、定員は50名です。入所者の介護ニーズの増大に対応するため、外部介護サービス利用型措置施設として運営しています。
ケアハウス	在宅において生活することが困難な高齢者が、低額な料金で利用し、安心して生活を送ることを目的とした施設であり、町内に「ケアハウス明星」、「ケアハウスゆりかご」の2か所あります。
小規模老人ホーム	ひとり暮らしの高齢者に対して、生活の場を提供するとともに、日常生活の援護、保健指導、健康相談などを行っており、現在、町内に「豊平清楽荘」が1か所あります。 指定管理者制度により管理運営し、今後とも効率的な施設運営をめざします。
高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）	在宅において生活することに不安のあるひとり暮らしまたは夫婦のみの高齢者に住居を提供し、相談・各種サービス利用の援助等を行うことにより、安心して生活できるよう支援しています。町内に「ホリスティックセンター」と「とよひら生活支援ハウス」の2か所あります。 今後とも効率的な事業運営をめざします。

② 低所得高齢者向けの住まいの整備

医療や介護を必要とするひとり暮らし又は夫婦のみの高齢者世帯の割合は上昇することが見込まれ、また、これまでのような家族による支援が期待できない高齢者がいることから、医療・介護のサービスの提供が受けられる住宅のニーズが高まることを見込まれます。

高齢者世帯は、現役世帯と比べると所得水準の低い世帯が多く、安心して暮らせる住まいの確保の観点から、所得水準の低い世帯でも円滑に入居できるような低負担のバリアフリーの住まいの必要性を鑑み、その整備に向け検討を行います。

③ その他の施設の適正な確保

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備にあたり、広島県及び関係機関と連携を図ります。

また、住民に適切な情報提供を行うとともに、医療・介護サービス等が適切に提供されるよう取組を推進します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホーム	か所数	1	1	1	1
	定員	50	50	50	50
ケアハウス	か所数	2	2	2	2
	定員	57	57	57	57
小規模老人ホーム	か所数	1	1	1	1
	定員	6	6	6	6
高齢者生活福祉センター (生活支援ハウス)	か所数	2	2	2	2
	定員	13	12	12	12
有料老人ホーム	か所数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0
サービス付き高齢者向け 住宅	か所数	2	2	2	2
	戸数	60	60	60	60

④ 住宅改修支援事業

福祉用具購入や住宅改修の実施による住環境整備は、運動機能などの低下がある人の生活機能の回復・維持に重要な役割を果たします。介護支援専門員や町内関連事業者の研修を実施するとともに、住宅改修に関する相談や助言を行います。

施策の方向4 認知症高齢者支援施策の推進

(1) 認知症に関する理解の促進と支え合う体制づくり

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成、認知症に関する相談窓口である地域包括支援センター等の周知を推進します。

また、認知症の本人からの発信を、暮らしやすい環境整備や地域の人々の理解につなげることが重要です。

さらに、地域で認知症の人を見守る体制の整備や認知症の人やその家族への具体的な支援につなげる仕組みづくりを推進します。

① 普及啓発の推進

認知症高齢者とその家族、住民に対して、認知症地域支援推進員と協働し、地域のサロン等での出前講座や認知症予防講演会、家族介護教室等を通じて認知症の原因と予防、適切な介護のあり方等に関する正しい知識の普及啓発を行い、認知症に対する理解を深め、地域で見守り支え合う意識を高めます。また、様々な広報媒体を活用しながら認知症について住民に広く周知します。

② 認知症サポーターの養成

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、認知症に関する正しい知識を持ち、地域の認知症高齢者やその家族を支援する「認知症サポーター」の養成を各地域で行います。

また、小・中学校や高校、認知症の人と地域で関わることが多いことが想定される企業等に対しても認知症サポーター養成講座の周知を図ります。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター (18歳以上)	養成人数	50	50	50	50
認知症サポーター (小・中学生、高校生)	養成人数	300	300	300	300

③ 認知症サポーターが地域で活動する仕組みづくり

認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の構築に向け、住民向け認知症サポーター養成講座を実施し、地域の活動につなぐ取組を推進します。

④ 認知症ケアパスと相談窓口の周知

「認知症ケアのしくみ」を示した認知症ケアパスについて住民や関係団体等に周知します。また、認知症に関する理解と早期対応の必要性を啓発するとともに、相談窓口を周知します。

⑤ 認知症の人やその家族の視点の重視

認知症の人やその家族に視点に立って、認知症への社会の理解を深めたり、支援体制を整備します。

⑥ 認知症バリアフリーのまちづくりの推進

庁内関係課や事業者、地域の関係機関・団体等と連携を図り、日常生活や地域生活における、移動、消費、金融、小売り等において、認知症サポーター養成講座やセミナー開催します。今後も認知症になってもこれまで通りに暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

⑦ 若年性認知症の人への支援の充実

若年性認知症の人が、発症の初期の段階から、認知機能が低下しても可能な限りできることを続けながら、適切な支援を受けることができるよう、広島県に配置された若年性認知症支援コーディネーターと連携を図り、相談支援体制を整備します。

また、適度な運動、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防に取り組むとともに、広報誌等を通じて情報発信を行います。

⑧ 認知症の人の意思決定支援

認知症の人が、本人の意思を現すことが難しい場合でも、できる限り本人の意思を尊重した暮らしを支援するため、チームオレンジなどを活用しながら必要な支援を行う意思決定支援の仕組みを構築します。

意思決定支援にあたっては、できる限り本人の意思を尊重するように努め、家族や支援者の意見と混同しないように留意します。

(2) 認知症予防の推進

国の認知症施策推進大綱における「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

認知症の予防には、適度な運動、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の発症予防、重症化予防、社会交流を続ける、家庭内や社会生活の中で役割をもつなどが、効果的であるといわれています。

認知症予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、地域における通いの場を継続します。

① 認知症予防に関する講座等の開催

認知症に関する正しい知識を普及し、認知症を予防するため、講話会や認知症地域支援推進員による出前講座等の健康教育等を実施します。

② 通いの場等の継続

地域において住民主体で行う介護予防のための「通いの場」を継続するとともに、地域で実施されているスポーツ教室や生涯学習の講座、地域住民の活動等の認知症予防につながる各種活動を推進します。

(3)医療・介護サービスと介護者への支援の充実

認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の連携を更に強化するとともに、民生委員児童委員など地域の関係者等との連携も図り取組を推進します。

また、家族等の介護者の負担を軽減するため、介護サービスや生活支援等を適切に利用できる体制整備を行うとともに、認知症カフェ等を活用した取組を推進します。

① 認知症高齢者の早期発見・支援

各事業や医療機関、相談機関等の関係機関との連携により、情報共有を図り認知症高齢者の早期発見に努め、一人ひとりの状態に応じた支援を実施します。

地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームが情報の共有を図るなど、相談しやすい環境を整えます。

② 認知症初期集中支援チームの活動の推進

認知症初期集中支援チームにより、初期の段階で医療との連携のもとに認知症高齢者やその家族を対象として個別の訪問などを行い、適切な支援を行う体制の機能強化とともに、住民への周知を図ります。

また、地域の医療機関であるかかりつけ医との連携が円滑に行われるよう支援します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム 検討委員会	開催回数	1	1	1	1

③ 認知症地域支援推進員の活動と相談体制の充実

認知症の医療や介護における専門的知識を有する認知症地域支援推進員を引き続き配置し、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の連携を図るとともに、認知症の人とその家族に対する相談・支援を行い、地域における支援体制の強化を図ります。

認知症地域支援推進員による施設訪問支援事業を実施し、介護職員への相談対応や認知症カフェにおける認知症の人やその家族の相談に対応します。

④ 地域密着型サービスの整備・充実

認知症高齢者が環境の変化に適応することが困難なことに配慮し、身近な場所で必要なサービスを利用できるよう、地域密着型サービスを適切に提供します。

(4)認知症のある人の社会参加の機会の確保

① 認知症カフェの活動支援と家族介護者への支援

認知症の人やその家族が地域の人や認知症地域支援推進員等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェの設置や活動の継続に向けた支援を行います。

同じ悩みを抱える仲間との会話や、同じ趣味の友人をつくることにより、認知症の重度化防止や予防につながるよう、参加促進を図ります。

② 地域活動等への参加促進

高齢者が地域の中で役割を持って活動したり、仕事を持ったりすることで、認知症の予防や進行防止につながることから、高齢者や軽度の認知症のある人の社会参加を促進します。

認知症のある人の社会参加により本人がストレスを感じないよう、周囲の理解と協力を得られる環境づくりを進めるとともに、雇用する事業所等の理解促進を図ります。

また、福祉人材としてもボランティア活動などにより生きがいを見つけてもらうなど、多様な活動を支援します。

施策の方向5 高齢者の権利擁護と虐待防止

(1)権利擁護の推進

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない高齢者等について、その高齢者等の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

本町では成年後見制度の中核機関である北広島町成年後見サポートセンターを令和4年度に立ち上げています。

高齢者やその家族が必要な支援やサービスを受けることができるよう、各種相談事業の充実を図るとともに成年後見制度などの活用を促進します。

① 権利擁護制度に関する普及啓発

北広島町成年後見サポートセンターの取組を通じて、高齢者等からの権利擁護に関する相談に対応し、必要な支援や制度利用ができるよう取り組むとともに、成年後見制度に関する普及啓発、情報提供の充実を図ります。

② 成年後見制度

北広島町成年後見サポートセンターにおいて、判断能力の低下が認められる高齢者の権利を守るため、成年後見の申し立て支援を行います。必要に応じて町長が申し立ての手続きを行います。

成年後見制度の利用支援、普及啓発を推進するとともに、権利擁護に係る相談の専門性を高めます。

専門職と適切な権利擁護支援の検討を行える体制を整備し、制度利用が必要な人が適切に支援が受けられるよう成年後見制度の利用促進に向けた取組を進めます。

町全体での成年後見制度の地域連携ネットワークの構築に向けて、成年後見制度利用促進協議会を開催し、関係者間での情報共有等を図ります。

③福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業「かけはし」は、一人でものごとを決めることが不安な人に対し、契約を結ぶことにより、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理の支援を行い、安心して暮らせるよう支援する社会福祉協議会の事業です。

高齢者が必要な支援やサービスの契約、日常の金銭管理などを安心してできるよう、制度の活用や情報提供の充実を図ります。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用促進 協議会の開催	開催回数	1	1	1	1

(2)虐待防止の推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心として関係機関と連携を図り、見守り・支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりを推進します。

① 虐待防止に関する普及啓発

地域包括支援センター等を通じ、高齢者虐待防止の早期発見、未然防止に向けた情報発信を行うとともに、民生委員児童委員等を対象にした研修を実施するなど、周知を図ります。

② 高齢者虐待防止ネットワークの強化

関係機関・団体などで構成する高齢者虐待防止ネットワーク会議を通じ、情報を共有するとともに、虐待の早期発見や未然防止、的確な対応のための連携強化を図ります。

③ 相談対応体制の強化

地域包括支援センター職員や介護支援専門員、サービス提供事業者を対象とした虐待の早期発見、未然防止や対応、不適切なケアの解消等に関する研修会を開催し、職員の資質向上を図るとともに相談対応などの支援を行います。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
虐待に関する研修	開催回数	6	6	6	6

施策の方向6 安心して生活できる環境の整備

(1)災害対策に係る体制整備

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしており、高齢者施設や福祉施設が浸水などの被害を受けたケースも多く発生しています。

介護サービス事業所等と連携を図り、災害時のリスクの情報を共有するとともに、介護サービス事業所の災害に関する具体的な計画の策定状況の確認や日頃の備え、災害に対する意識の醸成等についての促進を図ります。

また、「北広島町国土強靱化地域計画」により災害に強いまちづくりをめざします。

① 災害に関する具体的な計画の作成の促進

介護サービス事業所等で策定している災害に関する具体的な計画(BCP等)について、定期的な確認を行います。

また、計画に基づく避難や業務継続のための訓練等の実施を促進します。

② 要配慮者利用施設等の管理者への指導・助言

要配慮者利用施設等の管理者への指導・助言により、災害時における入所者等の安全確保に関する事項等、組織体制の整備を促進します。

③ 災害発生時に備えた体制の整備

施設やサービスを利用する人の処遇に支障をきたすことがないように、広島県と連携を図り、高齢者施設及び介護サービス事業所への支援・応援体制を整備します。

④ 福祉避難所の設置

高齢者や障がい者などで、一般の避難所などでの生活が困難であり、特別な配慮やケアを必要とする人を対象とした福祉避難所の設置に当たり、指定を行っている施設と日ごろから連携を図ります。

⑤ 「北広島町地域防災計画」に基づいた避難支援体制を構築

「北広島町地域防災計画」に基づき、自主防災組織等の整備及び指導を行うとともに、地域の関係機関・団体等と連携し、災害時に避難が困難な高齢者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりを推進します。

また、ハザードマップ等を確認しながら、地震災害や風水害など、それぞれの災害時に適切な避難所、福祉避難所などに誘導できるよう、日頃から点検・確認に努めます。

(2)感染症対策に係る体制整備

新型コロナウイルス、インフルエンザ及びノロウイルスなどの感染症は、高齢者が罹患すると重症化する可能性が高いため、介護サービス事業所等は十分な感染防止対策を行い、利用者に必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知や感染症発生時に備えた平時からの準備の促進、感染症発生時の代替サービス確保に向けた連携体制の構築に努めます。

① 関係者の感染症に対する理解の促進

介護サービス事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有して業務に当たることができるよう、関係機関と連携し、感染症に関する備えや対策について、研修などを通じて周知啓発に努めます。また、現場の状況に応じた予防策を講じることができるよう、タイムリーな研修会や情報の周知を図ります。

② 感染症対策の定期的な点検

感染症に対する介護サービス事業所等における運営方針やサービス提供の継続についての備え、感染防止体制等の感染症対策について、定期的に点検を行います。

③ 感染症発生時に備えた対策

施設やサービスを利用する人の処遇に支障をきたすことがないように、広島県と連携を図り、高齢者施設及び介護サービス事業所への支援・応援体制を整備します。

また、県や関連団体等と連携を図りながら、BCP体制を推進します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
感染症対策研修会	毎年1回 以上開催	1回	1回	1回	1回
介護サービス事業所 定期 点検	毎年1回 以上実施	1回	1回	1回	1回

(3)生活環境の整備

判断能力が低下している高齢者等が犯罪の対象となるケースの増加や高齢者が交通事故死者数の6割を占めるなどの状況があります。

関係機関と連携を図り、防災対策や交通事故防止、犯罪被害対策に取り組みます。

また、高齢者が暮らしやすい、安全な生活環境を整備します。

① 福祉のまちづくりの推進

高齢者をはじめとするすべての住民が自らの意思で自由に行動や社会参加ができるまちづくりの実現をめざし、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、道路、公園、公共施設の整備を行います。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、住民が利用する公共施設等のバリアフリー化に向けた整備促進に努めます。

② 交通安全対策

運転者や歩行者の交通安全意識とマナーの向上を図るよう、老人クラブなどでの交通安全教室の開催、地域での交通安全指導者の育成等、広報活動や指導の強化を図ります。

認知症高齢者の運転免許証の自主返納についての相談や運転に関連する情報共有等を広島県警察山県警察署と地域包括支援センターが連携して行います。

③ 防犯対策

地域防犯活動を促進するとともに、振り込め詐欺、悪質商法等、高齢者が被害となる犯罪を未然に防止するため、消費者保護対策の充実を図ります。

(4)地域の交通環境の充実

外出する際の移動手段として自動車が多い状況ですが、今後後期高齢者が増加していく中で、免許返納者や外出に支援の必要な人が増加することが予想されます。一方で、交通手段が確保できないため、免許返納したくてもできない人がいることも考えられます。

本町においても北広島町地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域公共交通の実現に向けて取り組んでおり、引き続き、高齢者のニーズを踏まえながら地域の交通環境の充実を図ります。

①路線バス・ホープタクシーの充実

高齢者の通院や買い物など、日常生活を支える交通手段を、路線バス・ホープタクシー等の運行により確保します。

また、運転免許証を自主返納した、又は運転免許証の更新を受けずに失効した75歳以上の高齢の住民の移動需要に応えるため、路線バス・ホープタクシー等の利便性を向上させることにより公共交通の利用促進につなげます。必要に応じて路線の再編成を検討するなど、関係部署と連携しながら利便性の高い交通環境の維持に努めます。

基本目標②

生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進

施策の方向 1 介護予防事業の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

介護予防・生活支援サービス事業は、基本チェックリストで生活機能の低下がみられた事業対象となる高齢者及び要支援1・2の認定者(以下「要支援者等」という。)を対象とし、本人の希望及び自立支援のために必要な範囲において、サービスを提供する事業です。

要介護状態、要支援状態にならないよう、口腔機能向上の対策を充実させるため、事業提供者のスキルアップや訪問型の口腔ケア事業を実施します。口腔機能を充実させることで、バランスの良い食事と運動、認知機能の維持向上、社会活動への参加が継続して行えることをめざします。

① 口腔機能向上事業

自立支援、重度化防止を効果的に行うために、リハビリテーション、栄養、口腔の取組を一体となって行うことで、より効果的な介護予防につながることを期待されています。

口腔機能の向上をめざして、一般高齢者への啓発や事業対象者への個別訪問、介護事業所への指導など歯科衛生士による口腔ケア事業を実施します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
口腔ケア事業	訪問型サービスC 新規訪問人数 (歯科のみ)	15	15	15	15

② 訪問型サービス

要支援者等を対象とし、掃除、洗濯等の日常生活向上の支援を提供します。

訪問型サービスCの提供にあたり、歯科医師、歯科衛生士等と連携を図り、特に、口腔ケア事業を重点的に実施します。

訪問介護	(現行サービス相当)訪問介護員による身体介護・生活援助
訪問型サービス A	(緩和した基準によるサービス)調理・掃除等の生活援助
訪問型サービス C	リハビリ職、歯科衛生士等による居宅での相談指導等

【見込量】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス					
訪問介護	事業所数	7	7	7	7
	利用人数(実)	45	45	45	45
訪問型サービスA	利用人数(実)	10	10	10	10
訪問型サービスC (リハ)	利用人数(実)	10	10	10	10
訪問型サービスC (歯科)	利用人数(実)	15	15	15	15

③ 通所型サービス

要支援者等を対象とし、デイサービスセンター等でサービスを提供します。

通所介護	(現行サービス相当)通所介護同様のサービスを提供します。
通所型サービスA	認知症・閉じこもり予防に加え、運動機能、口腔機能向上、栄養指導を実施します。
通所型サービスC	(短期集中予防サービス) 運動プログラムを行い、筋力増強、転倒・骨折予防、腰痛・膝痛予防を図ります。

【見込量】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービス					
通所介護	事業所数	8	8	8	8
	利用人数(実)	70	70	70	70
通所型サービスA	実施か所数	5	5	5	5
	利用人数(実)	110	110	110	110
通所型サービスC	実施か所数	1	1	1	1
	利用人数(実)	10	10	10	10

④ 生活支援サービス

要支援者等を対象として、配食サービス事業者が安否確認を行う「高齢者見守り配食事業」を実施します。

⑤ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等を対象として、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、ケアマネジメントを行います。

自立支援に向けたケアマネジメントを行うため、地域包括支援センターにおいて地域資源把握に努めるとともに、住民及び専門多職種のネットワークの構築を図ります。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメント	件数	600	600	600	600

⑥ 総合事業の弾力化に向けた取組の推進

総合事業の利用について、町が必要と認める要介護認定者が総合事業の利用が可能となるよう弾力化について検討を行います。

(2)一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての高齢者を対象とし、地域の実情に応じた効果的、効率的な介護予防の取り組みを推進する事業です。

住民の関心や意欲を効果的、継続的な取り組みにつなぐよう、町の介護予防事業の充実や周知とともに、地域での住民主体の活動や住民一人ひとりの行動を促すための支援の充実を図ります。

① 介護予防把握事業

地域包括支援センター等で収集・把握した情報を活用することにより、うつ、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、必要な介護予防事業につなぎます。

高齢者が主体的な介護予防に取り組む機会となるよう継続して実施します。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発し、高齢者が地域において自発的な介護予防に取り組めるように「元気お届け事業」を実施するとともに、事業の活用について、サロンの担い手や民生委員児童委員等の関係者に広く周知します。

また、介護予防に関する基本的な知識を普及するため、介護予防に関する情報を掲載したパンフレットの作成・配布、町広報紙への記事の掲載等を行います。

元気お届け事業	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士による栄養指導 ・歯科衛生士による口腔ケア事業 ・保健師等による健康づくり指導 ・認知症地域支援推進員による認知症予防講座
	派遣先	・老人クラブ ・サロン ・女性会 等

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
元気お届け事業	講師派遣開催回数	15	35	35	35
	延べ参加人数	150	350	350	350

③ 地域介護予防活動支援事業

健康寿命の延伸と元気な地域づくりを目標として、地域において介護予防に取り組んでいる人材や自主グループの育成や支援を行います。

また、介護予防・生活支援サービス事業と連携しながら、効果的・効率的な事業を展開します。

元気づくり推進事業	地域住民が集まり体操を行うことで、住民同士の支え合いの意識を向上させ、元気な地域の実現をめざすとともに、週2回の定期的な実施により、生活習慣病・介護予防につなげます。
にこやか集会所コース	コーディネーターが週2回 90分、6か月間、地域の集会所へ出向き「カラダ」づくりの体操指導を行います。併せて、元気リーダーを養成します。
元気リーダーコース	元気リーダー自らが、「カラダが元気になった」、「教室にいくと楽しい」の実感・実体験を地域に定着させ、継続展開することで、地域の活性化につなげます。
拠点コース	体育館等で元気づくり体操、ウォーキング、球技等を実施します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
元気づくり推進事業	延べ参加人数	25,400	27,000	28,500	30,000
	元気リーダー養成人数	510	525	535	550

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するため、サロン等の場において、地域住民などに対し、やケアマネジャーなどに対し、リハビリ専門職等による助言等を行います。また、高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態の軽減、悪化防止のためにケアマネジャー等に対しリハビリ専門職等による助言等を行います。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ職の派遣回数	20	20	20	20

施策の方向 2 健康増進事業の推進

(1)生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

国において、すべての世代が安心できる「全世代型社会保障」を実現するため、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進める前提とし、特に予防・健康づくりを強化するとして「健康寿命延伸プラン」を示されました。高齢者人口がピークとなり、現役世代が急激に減少する令和 22(2040)年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸することをめざし、「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣づくり」、「疾病予防・重症化予防」、「介護予防・フレイル対策、認知症予防」が主要事項として掲げられています。

健康寿命を延ばすとともに、生活の質を向上するため、「北広島町健康増進計画(第3次計画)」に基づき、高齢者への健康づくりの支援とともに、青年期、壮年期からの生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。

① 特定健康診査

生活習慣病を早期に発見し、健診結果から生活習慣の改善を図るため、町広報紙やケーブルテレビ等を活用し、健診の重要性の周知、情報提供を図るとともに、広島県及び広島県国民健康保険団体連合会と連携し、受診しやすい体制づくりに継続して取り組みます。

インターネット予約を通じて若い世代の受診率向上を図るとともに、更なる受診率向上に向けて SNS 等の活用も検討します。

【取組の評価指標】

		令和 5 年度 実績(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
特定健康診査	受診率	43.0%	45.0%	48.0%	50.0%

② がん検診

がん検診を受診し、早期のうちに発見し、適切な治療が受けられるよう、個別通知の送付、ケーブルテレビの活用、広島県との連携等による受診勧奨により受診率の向上を図ります。

また、がん検診で精密検査が必要とされた人のうち精密検査未受診者に対して訪問等により受診勧奨を行います。

【取組の評価指標】

		令和 5 年度 実績(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
胃がん検診	受診率	15.0%	20.0%	25.0%	30.0%
大腸がん検診	受診率	10.0%	16.0%	23.0%	30.0%
肺がん検診	受診率	10.0%	16.0%	23.0%	30.0%

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
子宮頸がん検診	受診率	20.0%	23.0%	26.0%	30.0%
乳がん検診	受診率	23.0%	25.0%	27.0%	30.0%

③ 歯周疾患健診

歯周疾患を早期に発見し、歯科衛生士による歯と口腔の保健指導により、8020の実現をめざします。あわせて、「北広島町健康増進計画(第3次計画)」及び「まめマメきたひろしま歯と口の健康づくり計画」を推進し、歯科衛生士を中心に、歯科医師等と連携を図りながら年1回の歯周疾患健診の普及啓発と受診率向上のための取組を推進します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
歯周疾患健診	受診率	18.0%	22.0%	26.0%	30.0%

④ 健康教育

本町の生活習慣病有病者の特徴である糖尿病、高血圧の発症予防及び重症化予防に重点を置き、個別指導、集団指導に取り組めます。また、ケーブルテレビを活用した健康教育を継続します。

特定健康診査結果により、メタボリックシンドロームの予防・改善のための特定保健指導を実施します。

⑤ 訪問指導

健診後の精密検査や保健・栄養指導が必要な人、認知症やうつ状態の人、また、国民健康保険被保険者の重複受診・多受診者への指導など、介護や医療、福祉関係者、関係機関と連携を図り、個別の家庭訪問により対応します。

⑥ 心の健康づくり事業

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「北広島町自殺対策推進計画」に基づき、住民等への研修会(ゲートキーパー養成講座)、心の健康づくり講演会、心の健康相談会、保健師等相談にあたる支援者を対象とした研修会を開催してスキルアップを図るとともに、若者から高齢者まで幅広い年齢層において心の健康づくりを推進します。

⑦ 元気づくり推進事業

疾病予防と健康寿命の延伸を図るため、ストレッチや軽度の体操を継続的に実施し、住民が主体的かつ積極的に健康づくりに取り組めるように支援します。通いの場でもある元気クラブ(元気リーダーコース)の継続と、参加を中断している人へのフォローについて、コーディネーターなど関係機関との連携により取り組みます。

⑧ 感染症予防

高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種の接種勧奨を行うとともに、広報紙や教室等あらゆる機会に、感染症を予防するための啓発を行います。

北広島町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、広島県、医療機関、介護事業所等と連携し、新型コロナウイルスの予防接種や感染症予防策の普及啓発、拡大防止対策に取り組みます。

(2) 高齢者保健事業と介護予防事業の一体的な提供

75歳以上の高齢者に対する保健事業を、介護保険の地域支援事業等と一体的に実施しています。運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

① 保健事業と介護予防を一体的に提供する体制整備

令和4年度より保健師が担当する体制を整備するなど事業を開始しています。今後も高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的、効果的に実施できる体制を整備します。

② 保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた取組の推進

KDBシステムを活用し医療レセプト・健診・介護レセプトのデータ等の分析を行い、重症化予防・介護予防対象者や地域の健康課題を把握するとともに、庁内外の関係者間で健康課題の共有や関連事業との調整を図り、保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて事業企画・関係者調整・事業評価等を行います。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康状態不明者状況把握・支援事業	実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
通いの場での健康教育、健康相談	実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

施策の方向3 生きがいつくりの促進

(1) 高齢者の就労的活動の促進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むうえで、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、ボランティア活動、就労的な活動を通じて地域や社会を支える重要な一員として、長年培ってきた知識や経験、技能など多様な能力を発揮し、社会貢献できる場を提供することが重要です。

高齢者の技能や経験、地域での活動や就労への意欲を、地域の経済や支え合いの担い手につなぐための取組の充実を図ります。

① シルバー人材センターの支援

高齢者の能力を活用した就労機会の確保・拡充を図るため、シルバー人材センターの活動を支援します。

また、シルバー人材センターと連携し、雇用の場の確保、新規加入の促進を図ります。

② 農業等の振興

農業従事者の8割を65歳以上が占める本町において、農業や草刈りなどの地域の環境保全に高齢者が果たす役割は年々大きくなっています。集落型農業生産法人の運営や農産物の出荷など働く意欲の継続や生きがいつくりのため、高齢者の農業への就労を促進します。

(2) 高齢者の地域参加の場の推進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

高齢者の楽しみや生きがいにつながるような、身近な場での活動の実施を促すため、今後も住民主体の活動の充実を促進するとともに、仲間づくり、参加のきっかけづくり、既存の活動の情報提供など、参加につなげる環境づくりを推進します。

① ボランティア活動の促進

高齢者自身が、生活支援サービスや介護予防事業など高齢者の生活を支える多様なボランティアとして活躍できるよう、社会福祉協議会等と連携を図り、人材の把握・育成や情報の集約・提供・支援を必要とする人とのマッチングなど、活動しやすい環境づくりを推進します。

② 老人クラブ・自主活動の支援

仲間づくりと生きがい、健康づくりなど、生活を豊かにする活動や個々の知識や経験を活かした社会活動に取り組む老人クラブについて、引き続き活動に対する支援を実施するとともに、社会福祉協議会と連携し、新規加入の促進、活性化を図ります。

③ サロン活動の活性化

誰もが参加できる相互の出会い、仲間づくりの場として、サロン活動の推進を図るとともに、活動情報の住民への周知や連携した取組の実施など、活動の活性化を促進します。

地域住民グループ支援事業によりサロンへの補助金交付を行い、サロンの継続実施に向けて支援を行います。

④ 生涯学習の推進

高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代と共に社会の一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の社会参加活動を促進することを目的に、老人クラブと連携を図り、高齢者学級等の活動を推進します。

⑤ スポーツの振興

高齢者それぞれの興味や健康状態に配慮しながら、スポーツ活動の機会の充実を図り、参加を促進します。

⑥ 世代間交流の推進

スポーツ、レクリエーションや生涯学習など、様々な面から高齢者と子どもや若者などとの世代間交流を促進します。

基本目標③ 継続した地域生活を支える環境の整備

施策の方向 1 介護保険サービスの充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続できるよう、介護保険制度において、高齢者自身のそれぞれの身体状況や生活環境に応じた適切なサービスの選択が行われるよう、居宅サービスに重点をおき、介護保険サービスの提供体制の充実を図ります。

(1)居宅介護サービスの充実

これまでサービスを提供してきた事業所により、居宅サービスを提供します。本町は居宅サービスの提供について地域差があるため、生活支援サービスなどのインフォーマルサービスなども含め、地域における連携体制の充実を図るとともに、調整に努めます。

また、医療との連携を強化し、在宅での医療・介護の継続を支援します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	利用率	3.77%	3.78	3.79	3.80
通所リハビリテーション	利用率	17.73%	17.73	17.75	18.00

(2)地域密着型サービスの充実

住民のニーズを考慮し、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護の充実を図ります。

また、サービスの質の確保、向上を図るため、地域密着型サービス事業者に対し、人員、設備及び運営基準などに関して、実地指導、監査を実施します。

(3)施設サービスの充実

介護保険施設におけるサービスの質の向上への支援を行います。

施策の方向 2 介護保険制度の円滑・適正な運営

(1) 介護給付の適正化

介護保険制度を持続可能なものにしていくため、介護給付の適正化を図り、介護保険事業を適切に運営するため、介護サービスを必要とする利用者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう適正化の取組を推進します。

① 要介護認定の適正化

認定調査の内容を点検するとともに、要介護認定に関わるすべての関係者が公正かつ適切な業務を実施するために必要な知識や技能を習得できるよう、関係機関と連携し、研修を実施します。

【取組の評価指標】

		令和 5 年度 実績(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
認定調査員等を対象とした 研修会	開催回数	1	1	1	1

② ケアプラン点検

利用者の自立支援に資するサービスの提供を行うとともに、その状態に適合していないサービスを改善するため、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の内容の点検、支援を行います。

【取組の評価指標】

		令和 5 年度 実績(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ケアプラン点検の実施	件数	18	30	30	30

③ 住宅改修・福祉用具申請についての点検

住宅改修について、利用者の状態に応じた適切な改修となるよう、申請内容の審査を行うとともに、申請者に助言、指導を行い、必要に応じて現地調査を実施します。

福祉用具貸与・購入について、利用者の状態に応じた適切な福祉用具の利用を進めるため、福祉用具の必要性や利用状況を調査します。

【取組の評価指標】

		令和 5 年度 実績(見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
住宅改修に関する点検	件数	3	3	3	3
福祉用具貸与・購入に関する点検	件数	3	3	3	3

④ 医療情報との突合・縦覧点検

介護給付(介護報酬)及び医療給付(診療報酬)の情報を突合し、不適正な請求の確認を行い、介護保険サービス事業者に対する効果的な指導につなげます。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合・縦覧点検	回数	1/月	1/月	1/月	1/月

(2)介護人材の確保・定着と業務効率化の推進

今後更なる高齢化が見込まれる中、全国的に介護を担う人材が不足しており、本町においても介護保険サービスを安定的に提供する上で大きな課題となっています。

地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携を図り、介護人材の確保・定着・育成の取組に一体的に取り組むとともに、業務の効率化を図る取組を推進します。

① 関係機関と連携した人材確保のための取組の推進

ハローワーク等の関係機関と連携を図り、介護人材確保に向けた雇用説明会等の実施や、町内介護保険サービス事業者等へ人材確保・定着の好事例の情報の提供を行うなど、人材確保・定着のための取組を推進します。

② 地域の関係者との連携による取組の実施

町内の介護事業所を運営する法人や関係機関・団体等と連携を図り、人材確保・定着に向けた地域の課題解決に向けた協議を行うとともに、魅力発信、元気高齢者・外国人人材(広島県と連携)など新たな人材の参入促進、将来の担い手の育成等に取り組めます。

③ 研修費用の補助

介護人材のスキルアップや定着を図るため、「北広島町介護職員研修受講費補助金」により、介護職員の研修費用を一部補助します。

④ 業務効率化に向けた取組の推進

介護職員の離職を防ぎ、定着を図る方策とし、報告、記録に係る負担軽減のためのIT導入支援事業等の活用に向けた情報収集・提供を行うとともに、書類等の改善を図ることで事務量の軽減を図ります。

⑤ 福祉教育の充実

現在、将来の福祉を担う人材を確保するため、学校教育や生涯学習における福祉教育の充実を図ります。職業体験や社会見学、多世代交流などを通じて高齢者やボランティア活動などへの理解を深めるとともに、将来、福祉関連事業所への就業につながるよう、福祉事業のイメージ向上に努めます。

⑥ 多様な地域人材の活用

福祉施設などにおいて、配膳や清掃などの業務にボランティアや、資格のない地域人材を活用することによって、介護職員が本来の仕事である介護業務に集中できるような取組を促進します。

また、在宅ケアの充実に向け、自宅で高齢者のケアをする家族介護者等を対象に、研修を行います。

(3) 介護保険サービスの質の確保

介護保険制度において、地域の中で利用者本位の質の高い介護サービスが提供され、円滑に利用できる体制が重要です。

介護サービス事業者がより質の高いサービスを提供できるよう、適正な指定、事業者への指導・監査の強化を図るとともに、ケアマネジャーへの研修やケアプラン点検、自立支援に資する地域ケア会議の開催等によりケアマネジメントの質の向上を図ります。

① 介護サービス事業者への指導・監査

定期的に実地指導を行い、基礎的な法令等の周知や身体拘束ゼロに向けた啓発等に取り組み、利用者本位のサービスが提供されるよう指導及び助言を行います。

また、高齢者虐待、指定基準違反及び不正請求等については、監査等の実施により、公正かつ適切な事業所運営のための措置を行います。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所への実地指導	回数	11事業所 各3回	13事業所 各2回	11事業所 各3回	11事業所 各3回

② 地域密着型サービス事業者の適正な指定

介護保険サービス事業者の指定の際、人員、設備、運営に関する基準に照らし、各指定申請事業所のサービス運営や内容について適正に審査を行い、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能な事業者を指定します。

③ 自立支援に資するケアマネジメント

介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修会や地域ケア会議を開催し、多職種協働による自立支援型のケアマネジメント支援の仕組みを強化します。

【取組の評価指標】

		令和5年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護支援専門員を対象とした研修会	開催回数	1	1	1	1

④ 相談窓口における相談・苦情対応の充実

地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等と連携し、介護保険に関する相談や苦情に的確、迅速に対応します。

また、内容に応じて広島県国民健康保険団体連合会への苦情申立てにつなげます。

第6章 介護保険事業の推進

1 介護保険事業の計画の概要

(1) 総人口及び高齢者人口の推移

令和8年度の総人口は16,311人、65歳以上の高齢者人口は6,551人と推計され、高齢化率は40.2%となることを見込まれます。65歳以上の高齢者人口を区分別にみると、令和8年度にかけて、65～74歳、85歳以上は減少、75～84歳は増加することを見込まれます。

【計画期間における人口推計】

		第9期計画			令和12年度	令和17年度	令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度			
総人口	人口(人)	16,944	16,627	16,311	15,071	13,586	12,164
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40～64歳	人口(人)	5,034	4,955	4,880	4,577	4,138	3,568
	構成比(%)	29.7	29.8	29.9	30.4	30.5	29.3
65歳以上	人口(人)	6,737	6,643	6,551	6,164	5,721	5,385
	構成比(%)	39.8	40.0	40.2	40.9	42.1	44.3
65～74歳	人口(人)	2,757	2,632	2,508	2,152	1,986	2,009
	構成比(%)	16.3	15.8	15.4	14.3	14.6	16.5
75歳以上	人口(人)	3,980	4,011	4,043	4,012	3,735	3,376
	構成比(%)	23.5	24.1	24.8	26.6	27.5	27.8

【計画期間における高齢者人口の推計】

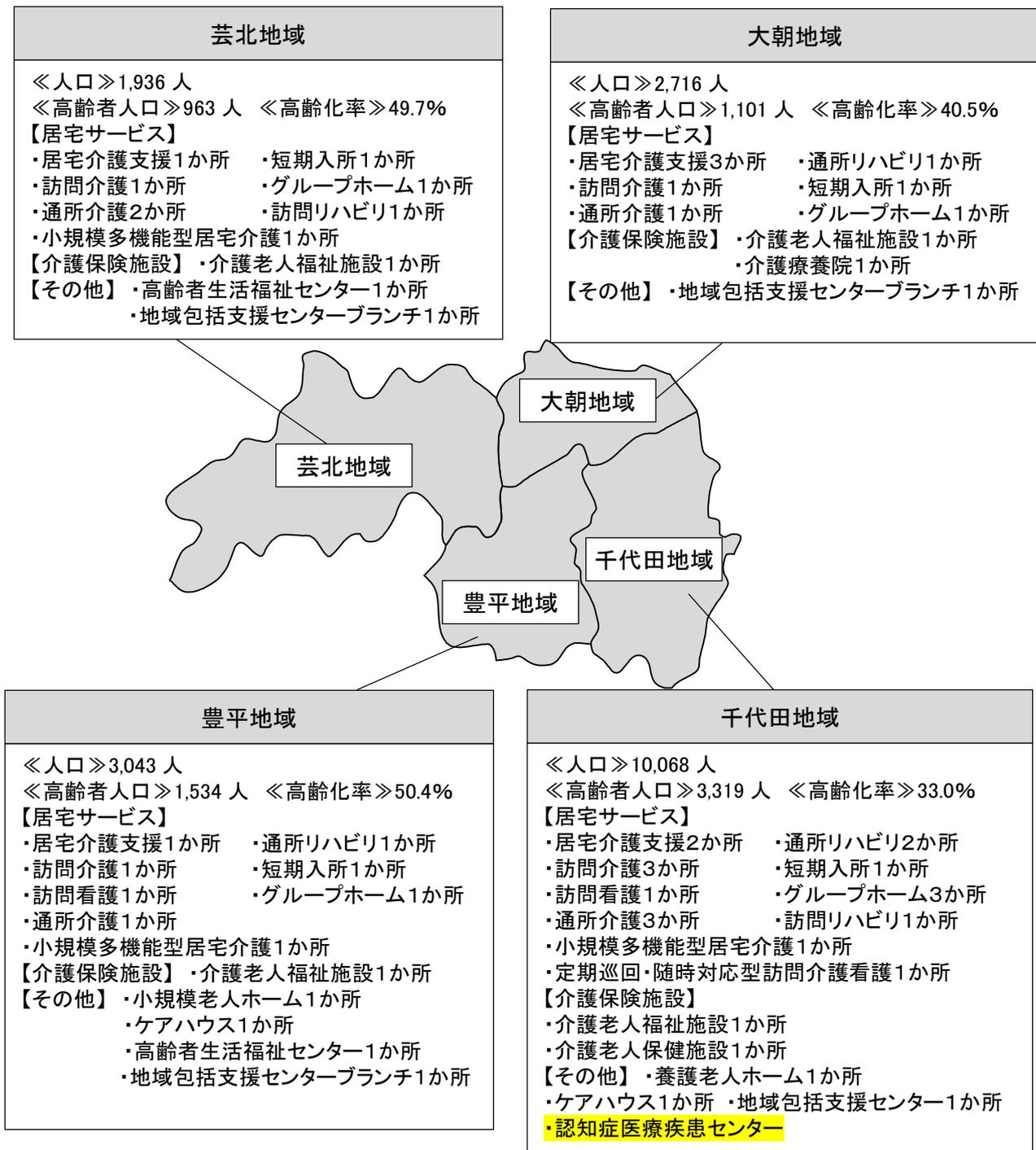
		第9期計画			令和12年度	令和17年度	令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度			
65～69歳	(人)	1,175	1,142	1,032	1,001	1,056	1,175
70～74歳	(人)	1,457	1,366	1,120	985	953	1,457
(再掲)65～74歳	(人)	2,757	2,632	2,508	2,152	1,986	2,009
75～79歳	(人)	1,310	1,358	1,406	1,336	1,027	903
80～84歳	(人)	957	988	1,021	1,166	1,145	880
(再掲)75～84歳	(人)	2,267	2,346	2,427	2,502	2,172	1,783
85～89歳	(人)	856	817	779	748	879	862
90歳以上	(人)	857	848	837	762	684	731
(再掲)85歳以上	(人)	1,713	1,665	1,616	1,510	1,563	1,593

(2) 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情やその他の社会的条件、介護保険施設の整備状況などを総合的に勘案し、「日常生活圏域」を設定します。

本町では、第3～8期計画において医療、介護、保健、福祉の関係機関、民生委員児童委員、地域自治組織や地域住民等が有機的に連携し、高齢者の自立した生活を支える地域包括ケアを実現するために、以下の4つの日常生活圏域を設定し、地域密着型サービスや施設サービスの整備を進めてきました。

本計画においても、これまで進めてきた取組をさらに推進するために、これまでと同様4つの日常生活圏域を設定します。



(3) 要支援・要介護認定者数の推計

保険料が確定次第記載いたします。

(4) 施設・居住系サービス利用者数の推計

保険料が確定次第記載いたします。

2 介護給付等対象サービス等の推計

保険料が確定次第記載いたします。

3 施設居宅系サービスの基盤整備目標

本計画期間中においては、介護保険施設、及び介護保険適応の居住系サービスの新規整備予定はありません。町民のニーズや施設待機者等の状況等を踏まえながら、近隣市町との連携により広域的な対応を図ります。

4 地域密着型サービスの基盤整備目標

区分	定員	年度	備考
小規模多機能型居宅介護	25人	令和8年度	大朝圏域整備予定
小規模多機能型居宅介護	29人	令和6年度	ちよだ小規模多機能型ホームの定員を25名から29名に変更
認知症対応型共同生活介護		令和8年度	グループホーム松籟荘の定員を6名（1ユニット）から9名（1ユニット）に変更

5 第1号被保険者における保険料の見込み

保険料が確定次第記載いたします。

第7章 計画の推進

1 計画の推進と協働

本計画は、介護保険や高齢者福祉だけでなく、高齢者の生活全般に関わることから、保健福祉の担当部署のみならず、庁内の関係部署が連携を強化し、一体となり計画を推進します。

また、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援など、様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する地域包括ケア体制を深化・推進するために、地域包括支援センター、保健・医療・福祉の事業者や機関・団体、地域を支える人々のネットワーク、行政、そして家庭の連携が欠かせません。

多様な手法や機会を活用し、強い仲間意識を持ち、協働による取組を総合的に推進し、計画の実現をめざします。

2 住民参画による計画の推進

高齢者保健福祉施策の効果的な実施を行うには、住民の理解と協力が不可欠です。介護保険制度や保健・医療・福祉に関する制度やサービス、生きがい活動に関する情報などを、関係機関の窓口や民生委員児童員などの訪問活動を通じて提供するとともに、ボランティアなどの意識の高揚や、高齢者自らを含めて地域住民で地域社会を支えるという考えの浸透を図ることが重要です。

また、町の広報紙やパンフレットの作成、保健師等による訪問活動等によって広く住民参画を呼びかけるとともに、学校での福祉教育や生涯学習、様々な会合・イベントの場を通じ、住民の協力を求めます。

3 県、周辺自治体との連携

広島県や周辺自治体は、活力ある高齢者の創造という共通の目的と課題を共有しており、様々な情報交換や相互の指導・支援などを促進させ、実効性のある施策の展開を図り、計画の実現を推進します。

また、計画の推進にあたっては、広域的なサービスの調整や効果的なサービス基盤など、広域的課題や共通する問題に適切に対応できるよう、広島県及び周辺自治体と連携を図ります。

4 財政状況、社会経済状況への的確で柔軟な対応

本町の厳しい財政状況、人口減少、少子高齢化の急速な進行等、社会構造の変化などから、計画推進に向けた歳出には厳しい状況が予測されます。

本計画は、本町の将来に関わるものであり、高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会の実現のため、介護保険や高齢者福祉に関わる費用の適正化を図り、必要な財源の確保に努めながら様々な情勢の変化に柔軟に対応するなど、可能な限り計画の目標達成に努めます。

5 計画の点検

本計画は、介護保険制度と高齢者の福祉に関する本町のすべての施策及び事業を体系的に盛り込んでいます。各年度における計画の達成状況を踏まえながら、目標値が達成できるよう、関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理を行います。

また、定期的に計画の点検を行い、目標値や計画内容の進捗状況を把握し、健全な介護保険制度の運営が行われるように努めます。